

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成27年10月20日

摂津市議会

目 次

総務常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
認定第1号所管分の審査-----	3
質疑（渡辺慎吾委員、山崎雅数委員）	
認定第4号の審査-----	47
質疑（野口博委員、山崎雅数委員）	
採決-----	47
閉会の宣告-----	48

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年10月20日(火) 午前9時58分 開会
午後2時35分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 三好義治 副委員長 山崎雅数 委員 福住礼子
委員 渡辺慎吾 委員 野口 博

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正
市長公室長 乾 富治 同室次長 山口 猛
同室参事兼人事課長 大橋徹之 同室参事兼秘書課長 門川好博
広報課長 荒井陽子 政策推進課長 川西浩司 同課参事 上田和生
人権女性政策課長 船寺順治
総務部長 杉本正彦 同部次長兼市民税課長 和田 元
同部参事兼市史編さん室長 東角泰典 総務課長 松方和彦
防災管財課長 西川 聡 財政課長 石原幸一郎 情報政策課長 榎納 縁
同課参事 妹尾紀子 固定資産税課長 中西利之 納税課長 岩見賢一郎
工事検査室長 宮木茂実 会計管理者兼会計室長 牛渡長子
選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 井口久和
同局次長 山下 聡
消防長 樋上繁昭 消防本部次長兼消防署長 明原 修
同部参事兼総務課長 橋本雅昭 予防課長 松田俊也
警備課長 木下正雄 同課参事 幸田英基 警防第1課長 納家浩二
同課参事 林 州次 警防第2課長 萩原秀夫

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局総括主査 田村信也

1. 審査案件

認定第1号 平成26年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

認定第4号 平成26年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時58分 開会)

○三好義治委員長 ただいまから、総務常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、渡辺委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 日にちがあいたので、気抜けしたわけですけれども、質問をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、この摂津市が、この前の夜の11時半からのテレビかな、岡村隆史のテレビ番組の中で非常にマイナーなまち摂津ということで、大阪府下で非常にマイナーなまちだということで笑いのネタにされたような番組がありまして、それは2回にわたって多分放送されたということなんですけど。何でこんな笑いのネタにされるようなまちになったのかということで、ほかの人は笑っていたかもしれないけど、摂津市民は多分笑えなかったのではないかなというふうに私は感じたんです。摂津市民に対して、あなたの住んでいる市はどこにありますかという地図を見せたら、わかりませんというような答えが返ってきて、そういうことも非常にショックだったんですけど。これは摂津市独特の一つの雰囲気があるというふうに、僕は感じたんですよ。そういう意味でしっかりと質問をしていきたいと思います。

決算書、決算概要それぞれに基づいて、まず歳入に関してですけど、これは福住委員の質問でありましたけれども、税の滞納者に関して以前もこういう形で質問をさせていただいたのですが、平成26年度はどのような状況だったかということのを再

度お聞きしたいと思います。

それから、次に交通安全対策特別交付金に関して内容をお聞かせ願いたい。

それから、市営住宅使用料に関して、これも家賃の滞納者の状況、これも質問にあったと思うんですけど再度聞きたいと思います。

それから、番号制度システム整備補助金ですね。マイナンバー制度の件に関して、非常に官公庁にとっては便利な制度というふうにお聞きしましたが、懸念されることはこの前も事件がありましたように、それを利用してさまざまな犯罪が予想されるわけです。どういう状況か、民生常任委員会の所管にもなりますが、答えられたらお願いします。

それから、人権啓発活動委託料ですけども、摂津市は非常に人権啓発に対してさまざまな面で整備をされていますけれども、平成26年度、人権を蹂躪されるような事例があったのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

それから、一般寄附金ですね。さまざまな寄附を摂津市はいただいていますけど、寄附をいただく方に対しての基準というのはあるかどうか、その辺に関してお聞かせ願いたいと思います。

それから、広報紙掲載料ですね。本来、私は公のホームページにしても、それから公の広報紙にしても、そういう民間企業から広告料をとるということに対しては非常に抵抗があるんですけど、どのような考え方でこの広告を載せているのか。また、広告を受け取る企業の基準というのがあるのだったら、それもお聞かせ願いたいと思います。

それから、今度は歳出のほうにいきたいと思いますが、専門能力開発向上事業です

ね。この内容に関してもお聞かせ願いたいと思います。

それから、創造的人材育成事業ですね。それに関してもお聞かせ願いたいと思います。

それから、人権女性政策課ですけど、私も以前質問したと思うんですけども、男性相談について、これは先日も質問がありましたけど、男性相談と女性相談というのがあるんですけど、この前ご答弁の中で性的な問題の相談があったというふうに聞いたんですけど、男性相談を啓発して多く男性のそういう面も含めての相談を受けるということは、逆に女性に対しての性的なさまざまな弊害に対しての解決策になるのではないかというふうに思いますので、そういう点も踏まえてお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、公用車ですね。市長の公用車がありますけど、市長の公用車に関して、私は議長を前年度やってきたわけですけど、非常に公用車の使い方が違うのではないかというふうに思いましたので、市長がこういうふうに使われてる公用車の基準とか、どういうときに使われるのかということをしつかりとお聞きしたいと思います。

それから、男女共同参画推進審議会委員報酬ですね。どんなふうな内容で会議をされているのか、また報酬についてどういふ方々に対して幾らぐらいの報酬をお支払いされているのかお聞かせ願いたいと思います。

それから、活動専門員等賃金、これも内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これも質問があったと思うんですけども、女性面談相談委託料ですね。これに関しても内容をお聞かせ願いたい

と思います。

それから、人権尊重のまちづくり審議会委員報酬、これに関してもお聞かせ願いたいと思います。

それから、選挙管理委員会費ですけど、選挙管理委員会は選挙に関してさまざまな面で予算等が出ておりますけど、日々の選管としての活動はどのような状況で行われているのか、これもお聞きしたいと思います。

それから、総務部関係でさまざまな委託契約をされてますけれども、私らの同僚の大澤副議長が文教常任委員会で質問をされたんですけど、委託契約に不備があるということで、これは本会議でも質問にあったと思うんですけど。総務部の委託契約でしっかりとそのことができているのかどうかということも、これもお聞きしたいと思います。

それから、アジア・太平洋人権情報センターについて、これも内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これは項目にないんですけど、職員の長期休職者は現在どのような状況かということをお聞きしたいと思います。

それから、消防団員ですけど、摂津市の場合はまだ団員の人数の確保は他市に比べては何とか維持できているというふうにお聞きしましたが、ただ以南と以北で差あると思うんです。今後、団員の定数をしっかりと確保するにはどういふような考え方があるのか、平成26年度はどうだったのか。今後はその内容の中でまたお聞きしたいと思います。

以上で1回目終わります。

○三好義治委員長 それでは、答弁を求めます。

岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、渡辺委員の納税課に係りますご質問にお答えさせていただきます。

まず、滞納者に対しての対応と、また26年度の状況はどうであったかということのご質問でございます。決算書27ページの一番上の欄でございますけれども、収入未済額の欄で約6億400万円というのが載っております。これが平成27年度に滞納繰越となった金額でございます。本年度はこの6億400万円を納税課として滞納額を徴収していくわけでございますけれども、昨年も25年度から繰り越した金額を徴収してきたところでございます。その中で毎年滞納処分等も含めて進めてまいってきた結果、平成22年度当時では約10億9,000万円ございました滞納額を毎年1億ずつ圧縮してきております。平成26年度で先ほど申し上げました6億400万円まで圧縮できたという状況でございます。滞納繰越分の徴収率も年々上がってまいりまして、平成22年には23.9%、これは滞納分に限ってでございますけれども、23.9%であったものが平成26年度末には36.6%まで徴収することができました。また全体の徴収率で、現年度と合わせましての徴収率でございますけれども、この分につきましても平成22年度は94.3%であったものがこの26年度末には96.4%まで徴収することができまして、府内の43団体の中で10番目という順位を保っているということでございます。今後も引き続き収納率の向上を目指して、自主財源を確保してまいりたいというふうに考えております。しかし、先日の福住委員のご質問にもありましたけれども、徴収に関しましては大変厳しい業務かと私も感じております。やはり

税の負担の公平性の確保ということを原則に、これを崩さないように徴収していかなければならない。ですので、時には市民の方々にとって厳しい対応になっている場合もあるかもしれませんが、やはり税の公平性を保つためにはそういったことも市民の方に理解をいただいて徴収をしていかなければならないというふうに感じているところでございます。今後も引き続き、徴収率を少しでも上げるよう努力しながら業務を進めたいと、そのように思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○三好義治委員長 交通安全対策特別交付金について石原課長。

○石原財政課長 それでは、私から渡辺委員のご質問で財政課に係ります2点についてご答弁申し上げます。

まず、1点、交通安全対策特別交付金でございます。こちらのほうは現在ふえております交通事故の対処のために地方公共団体が必要な道路の整備ですね、設置でありますとか管理、そういう経費に充てるために創出された交付金となっております。道路交通法の規定による交通違反、その反則金から事務費を控除した全額が都道府県と市町村に交付されまして、それを道路財源として、横断歩道でありますとか道路標識でありますとか、そういう整備に充てるというものになっております。

それと、2点目の委託契約ということで、契約担当のほうとして一つ全般的なお話をさせていただけたらと思います。総務部の中でもいろいろと委託契約がございます。私のほうも日々、支出負担行為でありますとか、その中の添付書類で委託契約でありますとか、見積書でありますとか、そういうのが添付されてきております。その

中でいろいろと昨今見ている中で、やはり全体的に契約に対する知識というものが少し全体的に薄れているといいますか、ちょっとそういうところを担当として危惧しているところは正直ございます。例えば見積もり合わせにしましても、入札でしたら業者が集まってその中で札入れをする。ただ、見積もり合わせになりますと、そこまでの行為がないので少し軽々しくとはいいませんけれども、見積もり合わせのことについてしっかりやらないと、やはり自分の人生が台なしになるよと、そういうふうなところまでの意識というものは、やはりなかなか結びつかないのかなということも日々の事務の中で感じているところでございます。ですので、今年度、公正取引委員会のほうから来ていただいて研修を行ったり、そういうところでもできるだけ契約に対する事務の知識というのを担当だけでなくやはり一人一人の職員にしっかりと自分のものとして身につけてもらいたいという気持ちは強く持っているところです。今、業務の適正化とかそういうふうな中で今後も契約事務また財政事務と合わせて、そういうところをしっかりと指導といいますか、やっていきたいというふうにご考えているところでございます。今現在の総務部の中で全てのものができているかということ、そこまでは申しわけないですけども、全て調べているわけではございませんので内容まではわかりませんが、全体的な印象としては、やはりそういうふうにご担当としては感じているところでございます。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 渡辺委員の市営住宅の使用料についてお答えさせていただきます。

昨日も滞納の状況をお話させていただきましたが、収納率につきましては91.6%となっております。このうち滞納者は全団地で16名いらっしゃいます、最大で190万円余りの滞納を持っておられる方がいらっしゃいます。対応につきましては、市営住宅の滞納整理の事務処理要綱に基づきまして、3か月に1回の督促、同じく3か月に1回の催促、応じない者に対しましては面談等を行い、分納誓約書を取り、長期的な分納に応じているところでございます。26年度から指定管理を導入いたしておりますので、市とそれから指定管理が共同しまして督促等を行っているのですが、それぞれの住民の方にはそれぞれの事情があるというのもお聞きしておりますが、本来やはり家賃は支払っていただくものであるというふうにご考えておりますので、粘り強く住民の方と交渉しながら、少しでも返していただくような努力をしているところでございます。以上です。

○三好義治委員長 マイナンバー制度のシステムの関係だけ。

植納課長。

○植納情報政策課長 渡辺委員のご質問にご答弁申し上げます。

番号制度システム補助金につきましては、住基・住基ネット改修に1,050万円、中間サーバープラットフォーム整備費として98万1,000円の交付を受けております。住基・住基ネット改修につきましては、先日10月5日に全国一斉に住民票を持つ一人ひとりに個人番号の付番がかかるシステム対応及び今後順次個人番号通知カードが送付されますが、その処理に対応するため住基・住基ネットの改修を行いました。その改修に対応する補助金と

して交付されたものでございます。中間サーバープラットフォームにつきましては、番号制度におけます個人情報の副本を保有・管理し、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体の既存システムとの情報の授受を仲介する役割を担うものでございます。中間サーバーのハードウェアにつきましては、共同化、集約化を図るため地方公共団体情報システム機構、略称J-LISが整備・運用を行うこととなっております。こちらのほうに負担金として納めるものとなっております。

また、もう一点、個人情報の漏えいがありますとか、なりすましの犯罪等が懸念されるところでございます。国におきましてはこういった懸念を払拭するため、制度上の保護措置及びシステム上の保護措置がなされております。システム上におきましては、個人情報を一元管理するのではなく各行政機関が現行どおり保有し、必要となった場合にやりとりをする分散管理の仕組みが採用されております。また、その連携におきましても個人番号を使用しないことで漏えいを防止する仕組みがとられているものでございます。

○三好義治委員長 次に、人権啓発関係で船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 人権啓発委託料に関係しまして平成26年度にどのような内容の相談があったかということでございますが、人権なんでも相談というものを実施しておりまして、毎週月曜日から金曜日、10時から16時まで実施しております。人権なんでも相談の実施状況につきましては、昨年度は29件ございました。その中で重大な人権侵害のような問題が発生したのかということでございますが、特にそういうものではなくて一般的

な人権にかかわる相談で、近隣の騒音でありますとか、相続の関係でありますとか、家族関係等の人権相談が多くございました。

続きまして、男性相談の状況についてご答弁させていただきます。

男性相談につきましては、先般の委員会でご答弁させていただきましたように、残念ながら1件しかございませんでした。この点につきましてはPR不足等ございませぬし、反省している面はございます。なお、今年度についてもまだ1件しかございませんので、今後どのような形でPRをしていくのかについて具体的に考えていきたいと考えております。

また、その内容が性の問題にかかわる相談であったので、そういう部分についてはどうなのかということでございますが、具体的にどのような形でそういう相談を実施していくかということをするすぐにはご答弁申し上げることはできませんけれども、そういう部分についても検討していきたいというふうに考えております。

男女共同参画審議会の実施状況でございますが、昨年は2回実施しております。1度目の審議会につきましては、委員の委嘱式を行いまして、その後、審議会等における女性の参画率について報告させていただきました。第2回の会議につきましては、今年度実施しました市民意識調査についてどのような形で調査をするかということについてご審議いただきました。また、第3期摂津市男女共同参画計画アクションプラン等についての説明、内容についてご報告させていただきました。

続きまして、活動専門員等賃金についてでございます。活動専門員は4名おります。この前もご答弁させていただきましたが、

活動専門員の主な仕事につきましては、男女共同参画センターが実施しております事業の企画運営、それとコーディネート、それと反省点等について整理していただいております。また、市民団体等の育成でありますとか、活動の相談も実施しております。また、男女共同参画に関する情報提供等も実施していただいております。

女性面談相談委託料についてでございますが、これも先般ご説明させていただきましたが、実施回数をふやして女性の面談相談を実施してまいりました。これにつきましては、電話等で予約をいただきまして、日を決めて実施させていただきます。その内容につきましては、電話で受付をしている関係で内容につきましてはよくその時点でまずお聞きしまして、女性面接相談で実際に相談に来ていただいたときには、丁寧な対応ができる形で実施させてもらいまして、平成26年度につきましては132件の面談相談を行いました。

続きまして、人権尊重のまちづくり審議会委員報酬についてご答弁申し上げます。

摂津市人権尊重のまちづくり審議会の開催状況についてご答弁申し上げます。昨年度、平成26年度は1回開催しております。摂津市人権行政推進計画に掲げる具体的施策の進行状況についてご説明申し上げます。

最後に、決算書の222ページ、一般財団法人アジア・太平洋人権情報センターの出損金でございます。これにつきましては一般財団法人アジア・太平洋人権情報センターがございまして、アジア・太平洋地域の人権に関する展示等が行われております。それに対する出損金でございます。アジア・太平洋人権情報センターにつきましては、昨年度の決算年度中に8万9,38

5円、この分が摂津市の分担分になりますけれども、マイナスが生じたものでございます。摂津市といたしましては、人権団体に見学等に行っていたり、フィールドワーク等に活用させていただくとともに市で持っていない資料等の貸し出し等を受けるような内容になっております。

○三好義治委員長 松方課長。

○松方総務課長 渡辺委員の一般寄附金についてのご質問にご答弁申し上げます。

寄附の申し込みの基準でございますが、まず寄附金の内訳でございますが、ふるさと納税に対する寄附が315万5,000円でございます。行政への寄附につきましては35万566円でございます。それから、職員駐車場の部分についての寄附についてが332万2,000円でございます。それで、寄附につきましては目的寄附ということになっておりますので、今申し上げましたふるさと納税については応援したい市に対して寄附するというようになっております。それから、一般的な寄附については、行政に役立てていただきたい、民間の団体、親睦会などでバザー等で売上があった場合にそういったお金を市のほうにお持ちいただいて、市の行政に使ってくださいということでの寄附がでございます。

基準ということなんですけれども、国等を見ましても、寄附に対する寄附金税制というのがございますので、それについての目的寄附というのが大半でございまして、基準ということは今現在ないものでございます。

○三好義治委員長 広報関係について荒井課長。

○荒井広報課長 それでは、広報紙とホームページの広告掲載にかかわりますご質問にお答え申し上げます。

まず、広告掲載につきましては、市の歳入を確保する一つの手段として、広報紙が平成18年度から、ホームページが平成21年度からスタートしております。現状を申し上げますと、広報紙は1日号にカラー2枠、モノクロ4枠の6枠を、ホームページはトップページの下部に15枠を用意しております。募集につきましては、広報紙、ホームページで随時募集をしておりますけれども、この考え方といたしましてはあくまでご協力ということでございます。決して強制というわけではなく、この枠がありますので事業者でありますとか企業が使いたいということであれば、ぜひ市の広報紙やホームページを使ってくださいということでございます。なお、広告掲載の基準につきましては要綱で定めておまして、法令違反でありますとか、公序良俗に関することなどを定め、市が掲載の可否を決定しております。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 人事課にかかわります3点のご質問にご答弁申し上げます。

まず、専門能力開発向上事業でございますけれども、各職場で求められる能力の育成を目的といたしまして、派遣研修等を実施しているものでございます。詳細については事務報告書の21ページから23ページに掲載をさせていただいておりますが、主に保育士、幼稚園教諭にかかわる専門研修であったり、土木建築職の技術系の専門研修であったり、税関係の徴収事務の研修であったりというところを派遣研修で実施をしているものでございます。

次に、創造的人材育成事業でございますけれども、役職、経験年数等に応じて求められる能力の育成を目的として研修等を実施しているものでございまして、こちら

も事務報告書の19ページから20ページに詳細に掲載させていただいているんですけれども、こちらは組織の状況であったり、職員の状況に応じてどういった研修が適切かということを見直しも含めて対応しております。平成26年度については組織のマネジメントの研修であったり、部下の育成研修というところを力を入れて実施してまいったところでございます。

最後に職員の長期休職者のことでございますけれども、平成26年度の病気による休職の人数は5名となっております。いずれも精神疾患、いわゆるメンタル系の疾患になっておまして、過去5年間ほぼ2名から6名ということの中での推移をしております。

○三好義治委員長 次、門川参事。

○門川市長公室参事 それでは、公用車の市長車の基準についてのお問いにご答弁させていただきます。

市、教育委員会、関係団体などが主催する事業の場合は公用として、各種団体から摂津市長としてご招待や案内をいただいた場合につきましては、公務として取り扱うことができるかどうかの判断をいたしており、それに基づいて公用車の使用をいたしております。

○三好義治委員長 山下局次長。

○山下選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、選挙管理委員会事務局にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

選挙時以外の平時におけます選挙管理委員会事務局の日々の活動内容はというお問いでございますが、基本月1回開催しております選挙管理委員会定例会、それに係ります準備も含めまして、これが主なものでございます。内容といたしましては、

永久選挙人名簿への定時登録、あるいは登録者の抹消、そういった処理でございます。それ以外にも、定例会で各委員から提示していただきます選挙に関します課題ですとか問題点、それらの分析あるいは情報収集、そういった活動も日々行っております。あわせて、例えば昨年の衆議員議員総選挙のように、突然執行されることになりました選挙、そういう可能性もまたございますので、それに備えまして鳥飼書庫に保管しております選挙備品の管理、整理、点検のほうですね、そういったことも日々行っております。それ以外にも、明るい選挙推進協議会の総会のほうの開催あるいは会員との意見交換会、あと国のほうが行っております明るい選挙啓発ポスターコンクール、それに向けての参加作品の募集、各小学校、中学校に対しまして作品募集、そういった活動もあわせて行っております。そのほか北摂ブロックにおけます各市選挙管理委員会との研修会、意見交換会、そういった事業にも参加しております。

○三好義治委員長 消防団員の確保について、橋本参事。

○橋本消防本部参事 消防団員の人員確保についてのご質問にお答えいたします。全国的に少子高齢化、サラリーマン化、また市外への通勤を行う市民の増加等によりまして、社会情勢の変化により地域における防災活動の担い手であります消防団員を十分に確保することが困難になってきているのが現状でございます。本市におきましては、地元消防団員の並々ならぬ努力によりまして地縁、血縁を初めとした多くの地域のコネクションで、退職消防団員がもし発生すれば当該の分団の範囲内で新規入団の団員の確保をしております。基本団員は現在、平成27年4月1日現在な

のですが、基本団員数339名のうち、安威川以北で182名、安威川以南で167名の消防団員が現数でございます。前年度から3名の増加となっております。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 質問が二、三漏れていたので、2回目でさせていただきたいと思えます。

滞納者の件ですけれども、非常に収納率がアップしてるということで、非常にご努力を評価したいと思うんです。基本的人権の尊重ということを考えながらも、国民の義務である納税ということもしっかりとバランスを考えながらやってはるということがくみ取れましたので、大変なご苦労だと思いますけれども、その辺のバランスを考えてまたさらに収納率を上げていただきたいというふうに、これは要望しておきます。

交通安全対策特別交付金、これはわかりましたので結構です。

それから、市営住宅の使用料ですけど、190万円ですか、滞納されている方がおられるということなのです。いろいろご事情はあると思います。でも、ご事情はありますけど、世の中にはホームレスみたいな方がたくさんおられるわけで、何とかそういう方々を救済しないとあかんという気持ちで僕もいるんですけど、その中で市営住宅に入られて、理由はありながらも滞納されている。でも、そういうことはしっかりとやっぱり指導していかれて、何とか気持ちをね、たとえ1,000円でも2,000円でも1万円でも支払っていただけるような一つ前向きな方向を模索しながらご指導していただきたい、このように要望しておきます。

それから、自動車駐車場の歳入ですけど、

使用料についても、これは1回目でしたなかつたんですけど、教えていただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 渡辺委員、それは市営住宅の自動車駐車場についてですか。

○渡辺慎吾委員 違ふ、違ふ、全体的に。総務部に関わるね

それから人権に関して、人権なんでも相談で29件の相談があつたということですが、非常に重たい人権侵害が実際にあつたということ、差別があつたということをお皆さん、担当者はご存じかな。こういう事件がありましたよね。この市のトップの孫が越境入学をした。越境入学をするということは、ほかでもそういうような希望者がたくさんいてはる中でそういうことがあつたわけですね。そして、職員が処分された。これは、明らかに差別問題なんですよ。一般の市民ではそういうことを許されへんかつたけど、トップの身内だつたら許されるというのは、これは物すごく人権侵害であり、これは差別問題なんです。そういうことが行われていたということがあるわけですから、そういうことに関して、先の本会議でもこれは問題になつたわけですよ。トップは陳謝されたわけですけど。そのことをどういふふうにお思われるか。これは当事者では無理だと思ひますので、市長に来ていただきたいと思ひますので、答弁をお願いします。

それから、一般寄附ですけど、一応そういう一般市民からというのがありますけど、これは広報せつつを見ますと、平成26年の5月15日号です。これは高速産業という会社から100万円の寄附をいただけてますよね。それは答弁のあつた中に入つてますかな。この高速産業というのは、公害の査察をこの前、大阪府から入られた

企業です。地域住民から公害で、じん肺の問題で大変だということでお大阪府から査察に入られた企業です。そういう会社から寄附をいただくというのはいかがなものかというふうには思ひますが。そのことに対して担当者が答えられなかつたら、市長にお願いしたいと思ひます。

それから、広報紙の件。これも先ほど言ひました高速産業からしょっちゅう広告が掲載されておますよね。これは、平成26年度たくさん。これも公害企業ですよ。査察に入られておますよ。そして、特定の政党を応援し、特定の議員を応援しておます。そんな企業が広告を出すというのは、何らかの思惑があるのではないかなというふうにお勘ぐつておますよ。そんなことが何でもオーケーなんですかということをお聞きしたいと思ひます。

それから、創造的人材育成事業に関して、管理職をいかに育成していくかということなんですけど、それはちゃんとそういうことを守られて、しっかり管理職をきちんと育成されて、その辺の仕事をしておはるかな。今はさまざまな問題がたくさん起きておますけれども、こういう事業をしながらも、果たしてその目的はしっかりと達成されているのか非常に疑問を感じるわけですけど、その点に関して再度お聞きしたいと思ひます。

それから、活動専門員と男女共同参画審議会について、市内団体の育成というふうにおありますけど、どのような育成をされておますのかお聞きしたいと思ひます。

それから、男性相談と比べて女性相談が非常に多くて132件、それだけ女性にさまざまな問題が起きておますということですけど、ただ今言つたようにこの施策全体が女性に偏つておますのではないかというふう

うに思うんです。男女共同参画ということを考えますと、当然均等にやはり男性に対してもそれなりの対応をしていく必要があるのではないかなというふうに思うわけですけど、国の施策の中にもありますけど、どうしても女性を中心に例えば人権問題でも男性にもやはりさまざまな人権問題があるわけですよ。だから啓発をして、さまざまな相談をするんですけど、男としてそういう相談には行けないというような状況というか雰囲気をやっぱり払拭しないとあかんというふうに思うんです。そういうことに関してどういうふうな考え方で臨まれていたのか、そのこともお聞きしたいと思います。

それから、選挙管理委員会なんですけれども、例えば我々が掲示している掲示板とかがありますよね。我々は赤い証標を選挙の前ぐらいになったらいただいて、あれをすぐに更新しなさいという形で基準ののっとしてそういうことを言われるわけです。あなた方は先ほど言ったように、さまざまな市内の見回りに行ってるということなんです。我々の掲示板に対しては非常に証標等また大きさ等で厳重に注意をされるわけですけども、この市のトップは証標を貼らないで、サイズも規格以外のサイズで永年にわたって掲示されていたわけですよ。人間基礎教育、ルールを守る人づくりというふうに、確か公室長そうやったな。そう言いながらルール違反を永年にわたってやっていて、それをあなた方は見逃していたではないですか。そうでしょ。市民からの通報があって、やっとならに対して改善されたのではないですか。我々は嫌というほどそのことに関しては、あなた方から警告されて、十分その辺に関しては配慮したわけですよ。トップである市長は

そのことを永年にわたってほったらかしにされていた。それは一体どういうことなのか。これも他の議員との差別ですよ。違いますか。そうでしょ。教えてください。

それから、さまざまな契約なんですけれども、例えば事業計画書とかありますよね。委託契約をするときにさまざまな面で事業計画書というのがあるんですけど、果たしてそういうことがしっかりと内容を吟味しながら出てるのか。石原課長がおっしゃったように、やっぱりいろいろな面でその辺の意識が希薄になってるということなんですけど、しかし契約に関しては、これは裁判沙汰、法的に処理されるということが十分考えられますよね。そういうことは不注意で済まされることと済まされないことがありますけど、同僚議員の大澤副議長が調べたら、非常に日付も曖昧だし、それから事業計画というのには1行か2行、そのような内容の事業計画書が多く含まれていたわけです。こんなのでいいのかなという非常に危惧があるんですけど、総務に関する委託契約の事業計画書、委託した相手先からの事業計画書を、これは委員長、一回見せていただけるものがあつたら資料提供をぜひお願いしたいと思うんです。その辺は、行政がやることというのは、一般市民からしたらきちんとやってるという考え方を、一般市民は当然持たれますよね。その中でそういうことが非常に意識が希薄、またおざなりになっているような状況というのは、これは許されることではないと思いますので、その点で再度ご答弁をお願いしたいと思います。

それから、アジア・太平洋人権情報センターというのは、いつできたのかなという感じがするし、何か自治労が非常にそれにかかわっているというふうに聞いて

ておりますし、それから、さまざまな展示物があるというふうに聞いたんですけど、その内容はどのようなものがあるのか、その点もお聞きしたいと思います。

それから、聞き忘れていた集会所の件なんですけれども、行政としたら第5次行革の中で集会所というより、地域にさまざまな拠点を置いて、そっちのほうに移行をしていきたいというお考えがあると思うんですけれども、今は東日本大震災から地域の絆ということを非常に重んじられますよね。そして、自治会の会員数も減ってますし、さまざまな自治会加入促進のマニュアルとかいろいろされている中で、地域の拠点があることでそれを改善できる大きな一つの要因ではないかというふうに思うんですけれども、集会所に関して今後どのようにされるのか再度お聞きしたいと思います。

それから、消防団員の増員の件ですけれども、私が団員であるから非常に言いにくいんですけど、何らかのメリットと申しますか、今おっしゃったように、例えば摂津市で働いて住居も摂津市の場合だったら団員の構成というのは案外容易にできるかもしれないけど、例えば市外に出てお仕事をされているときや、いろいろ企業の状況で残業等が多かったりするときに非常に団員ということが負担になるような状況というのは現実にあるわけです。それと、昔は代々お父さんが団員だったら息子も団員になるというような親子関係の中で団員というのは確保できていたんですけど、そういう状況も我が分団に関しても非常に難しい状況になっているような中で、やっぱり何らかの団員としてのメリットを考えていく。それと、ある程度、法律もありますけど、何らかの形で値打ちとい

いますか、そういうものを高めていくということが必要ではないかなと。私は、自分で団員でありながらこういうことを言うのは非常にあれなんですけど、きちんとした団員を確保するにはそういうことも考えていかないといけないのではないかなというふうに思ったりしてるんです。これは今後の課題として要望にしておきますけど、団員の一人としてそういうことを考えておりますので、その点をじっくり考えていただきたいというふうに思います。これは要望にしておきます。

以上で2回目の質問を終わります。

○三好義治委員長 人権と一般寄附の件はまた後ほど市長に来ていただきますけど、それまで事務的なことについての考え方の答弁を求めます。

人権啓発に関係して、越境入学という部分が人権侵害に値するかどうかということについて。

船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 恥ずかしいことと申しますが、その経過については存じ上げませんので、お答えしにくいものでございます。

○三好義治委員長 課長は答弁できないから、これは後ほど。

次に、一般寄附をいただいているところが査察に入られているという事実関係を確認できているかどうかについての答弁をしていただけますか。一般寄附とそれから広報紙にかかわる部分での事実関係。

松方課長。

○松方総務課長 私どものほうで寄附をいただくときに、渡辺委員がおっしゃったような事実の確認はできておりませんでした。

○三好義治委員長 広報紙の関係もそう

ですね。事実関係つかんでないですね。

荒井課長。

○荒井広報課長 はい。そうです。

○三好義治委員長 これも後ほどお聞きします。

創造的人材育成事業で管理職の育成目的達成ができたかどうかということについて。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうしましたら、創造的人材育成事業にかかわります2回目のご質問にご答弁申し上げます。

管理職を養成するための研修を実施して、その研修の成果と申しますか達成度合いということのお問いでございませうけれども、管理職も含めてそれぞれの職階というものについては、職階ごとに求められる能力であったり、役割であったりというものを一定、定義をしております。それをこなせるだけの職員、管理職を育成するためにさまざまな研修を実施しているわけなんですけれども、特に管理職に必要な能力ということについては、人材育成実施計画の見直しをする過程の中で職員アンケート等も実施をしたりしております。その中で3つほど特に求められる能力として課長代理級以下のものが要求しているものについては、決断力、判断力、リーダーシップというところが挙がっております。そのあたりの部分と、それとやはり管理職の大きな役割として組織のマネジメントの部分であったり、部下の育成のところの部分であったりしますので、その両方の観点から踏まえますと、それが現在の研修の中で十分に達成されているかどうかといえますと、正直疑問と申しますか十分でない部分が一部にはあるというふうには認識をしております。したがって、その

あたりのことも踏まえながら創造的人材育成事業というのは毎年度と申したらちよつと言いが適切ではないかもしれませんが、その時々々の職員、管理職の状況であったり組織の状況に応じて必要な研修ということを考えながら実施をして、できるだけ管理職に求められる能力、今の組織状況、職員状況の中で求められる能力ということを達成できるように実施しているところでございます。

○三好義治委員長 順番が逆になったけど、船寺課長のところで団体の育成でどんなことをされたのかということと、男性が相談に行きにくい、この答弁が漏れてたので。先にそれをお願いします。

船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 活動相談員が市民団体の活動をどのように支援しているのかというご質問でございませうが、事務報告書の45ページをごらんいただきますと、活動交流支援事業ということでジャンプ企画事業、チャレンジ企画事業、またウィズせつフェスタ2015開催状況ということでご報告している内容がございませう。それ以外にも平成26年度につきましては26団体ございませう、それは実施事業等の活動等の支援をしております。また、男女共同参画でありました講座等を含めて、これは独自で活動をしていただけている方が見つければ、その方に働きかけて自主的な活動を促すような活動もしております。

それと、女性相談に偏り過ぎているのではないかというご指摘でございませうが、先ほども申し上げましたように男性相談の件数が少なかったでございませう。いろいろな形でPRも努めていかなければならないし、そういう相談の体制についても充

実していかなければならないと考えております。PRにつきましては、ホームページ等とかチラシ等を配付しているんですけども、この前若手の職員とも話していたのですが、今はそういうのよりも例えばソーシャルネットを利用したような形で自由にそういう男性の悩みを話し合えるようなサイトを立ち上げることはできないかなというような相談もしておりました。ただ、なかなか具体的にすぐ動き出せるものではございませんので、そういうことも含めて男性の相談を引っ張り出していく、また男性のそういう共同参画についての支援をしていくということは考えていかなければならないと思います。男女共同参画センターで最近悩みを持っている男性も多いということでメンタルヘルスの講座も実施してまいりました。結構な参加者がありました。そういうようなことも含めて、そういう活動の機会を通じて男性の参画でありますとか相談にありましても力を入れていきたいというふうに考えております。

それと、アジア・太平洋人権情報センターですけれども、過去からの経緯、詳しいことはわからないんですけれども、今手元に持っている資料によりますと、1994年に設立された公益団体で2012年4月1日に一般財団として新たなスタートを始めたというふうになっております。将来ビジョンに示された4つの目標としては、「アジア・太平洋地域における人権の伸長を図る。」「国際的な人権伸長・保障の過程にアジア・太平洋の視点を反映させる。」「アジア・太平洋地域における日本の国際協調・貢献に人権尊重の視点を反映させる。」「国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図る。」ということになっており

ます。展示物の内容につきましては手元にございませんで、残念ながら私も見にいつてございませんで、報告をまたさせていただきますたいと思いますので、よろしく願ひします。

○三好義治委員長 井口局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 政治用看板、立て看板の設置でございますけれども、ご指摘のように、市民の方から5月18日ですか、通報がございまして、匿名でございましたけれども、市長の看板の大きさがおかしいんじゃないですかというお問い合わせがございました。これに基づきまして、選挙管理委員会といたしましては、速やかに調査を実施いたしまして、個人の6枚、団体の6枚、計12枚の申請箇所、内容に基づいて調査をさせていただきました。結果といたしましては、個人用の1枚で証標番号が団体と入れ替わっていたというのが1か所ございます。それから、団体では1か所設置がございました。ですから、確認できましたのは11枚で、11か所となっております。

あと証標番号については、先ほど申しました1か所に番号違いがありましたけれども、そのほか、大きさについては市民の方の通報のとおり、11枚全て規格が間違っております。足の長さ込みで150センチのところを足の長さ分だけが超過しておったということで、これにつきましては速やかに市長に改善を促しました。そういう経過がございます。

それと、長年放置してたんじゃないかということでございますが、確かに我々の記録をたどってみますと、平成18年に全件調査をさせていただいて、それ以降は4年一回切り替えがございすけども、そのと

きに説明をさせていただいて、ルールを守ってくださいと、証標をお渡ししているということで、確認はそれ以降行っておりませんでした。それはもう率直に反省をいたしまして、これからは証標申請があったときには、サイズ、場所、しっかりとお聞きをして間違いはないか確認も実施していきたいと考えております。

それから、トップだけ見逃して、ほかの候補者等についてどうなんだというお問い合わせだと思っておりますけれども、これにつきましては特別扱いということではなくて、市長であっても、市議会議員であっても皆さん公平、平等に我々は全件を調査して一緒の扱いをさせていただくということで、今回も市民の通報を受けまして、市長だけではなくて、市議会議員の皆さんたち、また選管に登録申請があった分について全件の調査をさせていただきました。内容については個別にまたお話をさせていただこうと思っております。やはり規格間違い、証標がついていない、場所が変わっている、そういうところも見受けられましたので、市長に限らず、皆さん同じように個別にまた報告をさせていただこうと、今考えております。

○三好義治委員長 次に、石原課長。

○石原財政課長 そうしましたら、私のほうから委託契約の件について再度答弁を申し上げます。

現在、契約に関する事務についての漏れ、不備というところがいろいろ指摘されているところでございます。担当課としましても非常に危機感を覚えているところでございまして、委員がおっしゃられましたように、この契約事務のミスというのが、やはりいろいろな法令にかかわっていることでありますので、それがどういうふう

なことになるのか、そういうことをしっかりと肝に銘じて、契約事務を行っていただかないといけないというふうに考えておるところでございます。財務、また契約事務については、どうしてもそのときの社会情勢によって法令もいろいろと変わってきますので、各原課ではなかなか把握できないところもあろうかと思っております。それぞれの事務を行っているところでは、なかなか難しいところもあると思っておりますけれども、契約事務に関する基本的な知識というのは、しっかりともっていただかないといけないと考えているところでありますので、やはりこの契約事務についての行い方、例えば、これまでの契約事務で皆さんが持たれてる意識の改革といいますか、そういうものをしっかりと高めていかないといけないというふうに今考えているところでございます。

○三好義治委員長 松方課長。

○松方総務課長 私のほうからは、渡辺委員からの駐車場使用に対する寄附についてのご説明をさせていただきます。

平成26年度、年間332万2,000円ございました。月によって人数の差があるんですけども、月に割りますと138名の方が利用されておりまして、近畿自動車道高架下につきましては、阪神大震災の後の平成8年に日本道路公団のほうから市のほうへ占用許可をいただいているところでございます。占用許可につきましては、自動車の駐車場、消防訓練、資材置き場、歩道の設置等の継続ということで占用許可をいただいているところでございます。この寄附につきましては、一人、月額2,000円でございます。これは占用をいただいている中で、占用の許可条件としまして、占用区域内の維持管理、占用又は占用工事

に付帯して道路を損傷した場合につきましては、それと占用期間が終了した場合については原型に復して返すという条件が付されておりまして、この寄附については駐車場の使用料ということではございませんで、この占用許可をいただいた場所を利用する上で、舗装でありますとか、道路敷の部分にはほころびがあった場合に、それを原型に復するための負担に対する寄附ということでございます。

○三好義治委員長 寄附のところはもう終わってるから。今、質問されてるのは、市の駐車場使用料金のトータル的なこと、幾らかということを知ってるから、財政課で答弁してください。

石原課長。

○石原財政課長 使用料の中で、自動車駐車場等の使用料の合計ですけれども、市全体でいきますと、総務、民生、土木使用料のところ自動車駐車場の使用料として合計で約1億2,600万円となっております。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 渡辺委員のご質問のうち、集会所の今後の方向性についてお答えさせていただきます。

渡辺委員からもお話がありましたように、集会所は地域のコミュニティ拠点ということで、自治会でありますとか、こども会、それから老人会等が集会並びにカラオケ等をされている場所でございます。摂津市のほうには53か所ございまして、これは非常に数が多く、一方では市の強みではあるかなと、細かくあるということは強みであるかなと思っております。ただ、もう一方では53か所のうち35年以上経過しているものが18か所ございまして、こちらの更新、今後に向けた更新も一つの課

題ではあるというふうに認識してございます。

今年度の取り組み、平成27年度におきましては、これらの課題を解決するため、従前から点検を行っておりましたが、詳細な点検を今現在行っておりまして、ただ単に経過年数だけを見るんじゃないかと、実際にどのあたりが老朽化してるのかという詳細な調査を行っておりますのと、もう一点は、運営管理者から毎年利用件数の報告がございまして、その中かなり毎年上下してるところもございまして。このあたりを同じ検討の舞台に乗せるために、詳細な聞き取り調査を現在実施しておりまして、今後これらの材料にどの集会所を建て替えるべきか、また、今後この利用頻度もそれぞれやはり違う現状がございまして、どのあたりを施設統合すべきかどうかを検討していきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 先ほどの答弁なんですけれども、自転車の分も入ってございまして、自動車駐車場のみでございますと、約3,500万円となっております。訂正とおおび申し上げます。申しわけございませんでした。

○三好義治委員長 暫時休憩いたします。

(午前11時 9分 休憩)

(午前11時10分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

それでは、一般寄附にかかわる基準について、杉本部長。

○杉本総務部長 一般寄附をされた方の適性の問題をお聞きかと思っております。寄附については先ほど担当課長が申しましたように、申し出があったときに、これをお断りするという基準は我々もっておらない

のが現実でございます。ただ、委員からいろいろご指摘がありましたけども、その寄附いただいたところが、やはり市が公的に受けて、それを公的に使うことが不適切であれば、これはやっぱりお返しすべきものであろうかと思えます。我々が寄附をいただくというのは、あくまで善意の中でお願いをしてるというふうに考えておりますし、善意というか、行政、世の中のためにしていただけるというふうに考えますので、これを入るところで拒否するという事ではないと思っております。ただ、社会的な情勢であるとか、例えばその方が先ほどありました刑事的なものとか、そういったものがあって、ふさわしくないということであれば、これはその時々で検討をして、返還も一つの方法として考えていくべきだろうと考えております。

○三好義治委員長 この件については、委員長として事実関係を確認した上で精査して、各委員に後日報告をするということで取りまとめておきたいと思えます。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 2回目の質問でもれがありましたのでその件もお聞きしたいと思います。

自動車駐車場使用料、いろいろ多岐にわたってほかの委員会、ほかの部署にわたっておりますけど、基本的な考えとして、例えばこれは一度お話したと思うんですけど、不公平が生じているのではないかというふうに思うんです。例えば、その施設を利用して、例えば安威川以南と以北に分かれて考えたとしたら、以南から以北に行くというのは、やっぱりどうしても車とか、公的な交通機関を使いながら行かなくてはならないような状況が多いわけですね。でも、さまざまな施設はどっちかといいま

すと以北に集中しているわけであって、例えば以北の近隣の人らは、歩いたり自転車でいけるような状況でも、以南の人はそういうような交通手段を使わなくてはならないということを考えますと、その辺の不公平さがどうしても感じられるわけです。そうしたら、以南に施設をつくってくれという話になってくるんですけど、そういう声もあります。たくさんありますが、しかし現実としてそれができないような状況の中で、その施設を利用するに際して、駐車料金を取るということに関しては非常に我々としたら不公平が生じるんじゃないかというふうに感じるわけですけども、そういう点、さまざまな今後議論をしていただけたらええというふうに思えます。ただ、不公平感を以南の方々とか、その施設から遠い方々は感じてるということだけは、しっかりと把握していただきたい、そのように思えます。

それから、これは忘れとったんですけど、公用車の使い方に対しての質問ですけど、例えば二代表制で議長なり市長なりが公用車を使いますが、それぞれの仕事が全部行くところが一緒かといったら、そうじゃないと思うんです。ただ非常に昨今、節約ということを人間基礎教育の中で言われとる中で、私が議長を経験したときに、市長は非常に公用車を使われる割合が多い。同じ場所に行くんでも、一緒に行って帰るんやったら、私は提案したんですけど、議長車と市長車で別々に行かんと一緒に行ったらどうやという提案をさせていただきましたけど、そういうことを考えたら、非常に市長車を使う率が多い。だから、その点は節約ということを言われとるわけ、行革ということを言われとるんやったら、まずトップが範を示して、公用車の使

い方を自粛するということもやっぱり必要じゃないかと、その件に関してお聞きしたいと思います。

それから、長期休職者が5名ほどいてはるということなんですけど、メンタルヘルスの方々が多いということなんですけど、地方公務員法か何かで一応長期の休職者に対しては様々な決まりごとがあるわけです。そういう中で一体その長期休職者が何年、どういう状況かということをもう一遍詳しくお聞きしたいというふうに思います。

それから、男性相談の件なんですけど、必要性は感じてはるということなんです。今言うたように、まず取っかかりが非常に新たなことやから、なかなかそのことに関しては啓発活動を要望してるんですけど、広がりやどこまでくるかということが非常に時間がかかるというのはわかるんですけど、現実問題として、ここにおける男性の方がいてますよね。悩みのない方は多分いてはらへんと思いますよ。それぞれの悩みをみんな持ってると思います。だから、それを出すか出さないかの違いがあって、でもその中で深刻な悩みを持って苦しんではる方もひょっとしたらいてはるかもしれん。そういうことの心の扉を開ける何らかの手段をしっかりと考えていただきたい。女性に対しては非常にそういう点は、まだそれはそれでも足りんかもしれないけれども、いろいろ手厚くさまざまな方策をやってるんですけど、世の中、男と女で成り立つとるわけですから、女性だけがそういう点で解決して、男がそういう形でぐっと我慢の子という形ではやっぱりよくない。そういう状況を先進的に考えるんやったら、そういう状況を気軽にという言い方はふさわしくないかもしれんけ

ど、ずっと飛び込んでいけるような状況をつくる、そういうことも必要じゃないかというふうに思うんで、その点しっかりと考えていただきたい、これは要望にしときますんで、よろしくお聞きしたいと思います。

それから、アジア・太平洋人権情報センター、これは私の間違いかもしれませんが、摂津の支部は自治労の組合事務所にあるかと違うかなという、これは私の間違いかもしれんけど、再度確認をしておきたいと思います。

それから、集会所の件ですけど、費用対効果じゃないんですけど、だんだん人口が減ってる地域において、集会所を廃止してセンターに移行するというのは、一つの話の流れでは理解できるんですけど、地域によっては、どんどん新興住宅が建って、その地域に人口が増してるところがありますよね。そういう地域でほんなら集会所はそのままでいいのか、また廃止してええのかと言うたら、それはよしとはしないと思います。だから、その辺のツボを心得て、しっかりとこれはやっぱり充実していく必要があるんじゃないか。絆と言うたり、例えば地域のコミュニティを充実さすんやというふうに言われとんやったら、そういう拠点となることを充実するというのが当然の話の流れだというふうに思いますんで、その辺をしっかりとしんしゃくしながらやっていただきたい。これも要望にしておきます。

それから、先ほど無礼にもやじを飛ばしましたけど、選挙管理委員会ですけど、確か証標を1枚貼ってなかったというのがあったと思うんです。多分、僕が議長のとときに報告を受けたと思うんですけど、あの看板は最近じゃないけど、1年前に全部色を塗り替えはったと思うんです。赤から白、

赤地に白やったんが白地に赤になったと思うんですけど、そのときに当然その証標の貼り替えということをやっているかあかんと思います。それを一個つけてなかったということは、もうそれは確信犯じゃないけど、わかった上でそういうふうにして貼ってあったと思うんです。それと、今言うたような看板の足の寸法ね。それもちょうど塗り替えたときに当然その辺のことはやるべきことやというふうに思います。それをそのままやっちゃった。我々は選挙のたびに、選挙になってきたら20人、30人の市議会議員選挙になったら候補者が出ますから、それぞれの立場で相手に対していろんなことを言うていく人もおられると思いますけど、ただ、あなた方は、選挙管理委員会というのは、やっぱりそういう点のしっかりとした管理をすべきというふうに思うんです。看板に関して。それが、そのままほったらかしになっちゃった事実はあるわけでしょう、それは謝りはったけど。間違いがないとは言えんけど、嚴重に我々はそういう形でしょうとしているのに、ルールを守ろうとしとるトップがそういうことをやっておられた。それに対して、選挙管理委員会は、ほとんどの看板がサイズを違反しとるのに、絶対見たことないことはないはずですよ、あなた方、日常の中で。選挙管理委員会のメンバーが一切市長の看板を見たことないことはないはずなんです。その中であれだけの寸法が違うもんを見たら当然おかしいと思うんは、あなた方の仕事柄そういうふう思うんです。それがほっとかれたということに関しては、そのように思ってしまうのは当然違うかなと、私は思いますよ。話の流れからしておかしいと思いますか。それをお答え願いたいと思います。

それから、書類の整備なんですけど、石原課長、その辺のことは重く受けとめておられるというふうに思いますけど、考えられへんような対応ということをされるわけで、物事が起きてからこんなことになっちゃったんかというようなことが、これは摂津市だけ違いますよ、全般的にはよくあるんですよ。盲点といいますか、長い間慣習としてなされておった中で、それが当たり前みたいな感じで、例えばうちの大澤議員が言われたように、お互いに委託先と書類の交換を普通はすべきですよ。すべきというか、せなあかんわけです。それが先方にわたってなかったり、勝手に判を押されとったり、相手がわからんうちに判を押されとったり、これはもう違法行為ですわ。それが長年にわたって当たり前みたいになされたこと自体が現実にあったわけですよ。そやから委員長にお願いして、例の事業計画書を出してくれというのは、ほんまに大丈夫かなという私の危惧があるわけです。多分ここにおられる委員各位は、まさかそんなことはないやろうと思っはるとは思うんですけど、現実にあったというんですから、そういうことが非常に危惧されるわけで、これはもう100%失態ですよ。そのことがもしか露呈して裁判沙汰になったら確実に摂津市は何らかの形で補償していかんあかんし、損害をこうむる可能性もあるわけですから、そういう点で一遍、公室長のほうからご答弁いただきたいと思います。

3回目はそういう形で、また気づいたら言います。

○三好義治委員長 門川参事。

○門川市長公室参事 渡辺委員の3回目のご質問にご答弁させていただきます。

公用車の節約の件と、自粛等についてで

ございますが、私、今回7月にこちらへ帰任させていただいて、渡辺議長のとくに一度同席させていただいたかと思えます。これは、市長車と一緒に乗っていただいて、確かコミュニティプラザへ一回行かせていただいたかと思えます。その前に議会事務局と事務局同士で同乗されるか調整はさせていただいておりました。農業の関係で行かせてもらったときに、私がすごく感じた点につきましては、当然、渡辺委員も、当時市民の方と話したりされるケースもありましたし、市長もまた市民の方とお話しておられたケースもあったかと思えます。そのときに例えば帰りのときに一緒に乗っていただくということに対して、かなり私も気は使ったと思えます。いろんなことがそこで起きますから、そうすると後の公務に支障をきたしてしまうということも、その時点で考えたことはございます。あと、市長は次の公務のために市長車の中で挨拶等もそこで考えておられるケースもございますので、ただ、節約の観点からいいますと、市内につきましては、電気自動車を主に走らせております。昨年度の燃料費でいいますと、約33万円ほどの削減は電気自動車によってさせていただいております。ただ、電気自動車も走行が多くて120キロしか走りませんので、市外のケースのときには、なかなか戻れるかどうかと、そういった不安もございますので、そういった場合については、クラウンを走らせたりしております。今後につきましては、できる限り市内については節約という意味でいいますと、電気とか今後ハイブリット車も考えられるかと思えます。そういった観点で考えていきたいと思っております。

○三好義治委員長 井口局長。
○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・

固定資産評価審査委員会事務局長 サイズの件、一目瞭然ではないかと、見たらわかるでしょうというご指摘かと思えます。そう言われましたら、もう言葉はございません。ほかの看板と並んでおりますと、やはり大きいというところはあったかと思えますけれども、幾らオーバーしていたかということは実際には測っておりませんでした。市民の通報を受けて動くのは遅きに失していると言われても、このご指摘は当然だと思っております。

つきましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、我々は申請があった際には、場所の確認、サイズの徹底、それから証標のもれがないか、いま一度、更新のタイミングが一番いいかと思うんですけれども、それ以外にも通報を受けてからじゃなくて、わかり次第、指導を徹底させていただきたいと考えております。今回は我々の不注意でございましたので、おわび申し上げたいと思えます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 決算書に載っておりますアジア・太平洋人権情報センターと、摂津市の組合で加盟しております平和人権センターは全然別の組織でございます。

○三好義治委員長 それから、大橋参事。

○大橋市長公室参事 長期休職者についての質問にご答弁をさせていただきます。平成26年度の5名の状況ということで、1名については約2か月ほどで職場復帰をしております。もう1名については8か月程度で職場復帰、もう1名は5か月程度で職場復帰、もう1名は半年ほどで退職ということになっております。もう1名は1年を超えて現在も継続中ということにな

っております。

○三好義治委員長 乾公室長。

○乾市長公室長 それでは、契約等に関するご質問にお答えいたします。

私が公室長になってからもう5年になるんですけども、私になったときから庁内の職員のとる事務、契約も含めてですけども、これが非常に危ういということで、いろんなところからミスをした事例等も受けておりましたし、庁内を見渡しても危なそうな感じがやっぱりしました。

これは、一つには膨大な知識と経験を持った団塊の世代が抜けた後でございましたので、当然そういう危惧はされるわけであつたわけでございます。私はそこで、人事課ではそういったことを是正するために、実務研修、庶務研修、これをしっかりやれと、これを何とかやらないとこの事務の改善はできないということで、声を大にして言っておつたんです。

その後、監査のほうからも講評等でご指摘もいただいておりますので、そういったことも踏まえまして、平成26年、おくれればせながらようやく摂津市の業務執行の適正化推進に関する基本方針とか、あるいは業務執行の適正化推進に関するアクションプランなどを策定いたしまして、事務の適正化に努めているところでございますけども、団塊の世代が抜けた穴というのはなかなか一朝一夕に直せないものと思っておりますので、今後とも事務の適正化に全庁を挙げて、きょうはおりませんけども、副市長を先頭に取り組みでまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 アジア・太平洋人権情報センターは、よく理解できましたので、私の勘違いでした。申しわけありません。

それと、公用車の件ですけど、それは市長も考えるけど議長も考えます。車の中で挨拶を。これは二元代表制やから、その辺のことは、法的にも何にもそれなりのきちっとした立場があるわけです。市長やからどうこうではないわけですよ。

例えば、節約ということを本人が人間基礎教育でいうてはるんやったら、当然そういう時間差を埋めていくことが大切ですし、それからもう一つ僕が考えるんは、電気自動車というの、あれは非常に私は不可思議ですわ。だって、1か所の事業しか乗っていかれへんわけでしょ。バッテリーが上がってしまつて。運転手さんがいつも言われるんやけど、何のためにあるかわからへんいうて。計3台あるわけですね、結局、クラウンと電気自動車と軽自動車と。私は電気自動車なしで軽自動車で十分やと思ひしね。

そういうことを、節約というて考えるんやったら、まずそういうことを考えていくのが当然なわけであつてね。大きな柱として、これ上げてるわけでしょ。公室長そうでしょ。人間基礎教育の中で節約、挨拶とかいろいろあるじゃない。この中で上げてるんやったら、当然その一番目立つのは公用車ですやん、市民にね。そういうような点を、やっぱりしっかりと考えていく必要があると思ひるので、その点もう一遍、ご答弁いただきたいと思ひます。

それと、書類のことなんですけど、社会的に、一般的にそういう知識がある人間やったら、当然その書類というのが今後何ら

かのときの証になるということは当然わかりますよね。これは、公務員とかどうこうという問題と違って一般の。ましてや、公務員がそういう形で書類を作成し、双方に契約してやるときに不備があるということが実際に多々あった事実があるわけですよ。そんなことは普通考えられへん話であって、団塊の世代がどうこうというのは何も言いわけにならんわけで。

当然、そういう形の書類のマニュアルというのは、先輩から後輩に受け継いでいかなあかんわけですから、上司から部下に受け継いでいかなあかんわけですよ、これ。団塊の世代がいなくなったら、もうほんなら市役所のさまざまな業務は停止するかというたらそうじゃないですよ。やっぱり、こうやって脈々と続いとるじゃないですか。

そういうことを考えますと、今言うたように、重きを置いてるということを言われますけど、一番重きを置くというより一番基本的な問題ですよ。今、例のあそこの新幹線基地で、地下水の裁判をやっていろいろ係争中ですけど、まずどういう状況のもとで、そういうさまざまな書類が提供されるかというのはわかるとるはずですよ、いろんな面でね。

その中で、今言うたように行政が出されとる書類が、ええかげんな事業計画書というたら1、2行書いて、これ事業計画でも何でもないわけ。そういうような文書が見つかったり、永年にわたって、特定の業者がそれを委託されたり。また、日付が全く同じ人間が書いたような筆跡やったり。そういうような相見積もりをとったら、筆跡というか、日にちまで相見積もりをとった業者、同じような日付で印鑑を押しとったり、もうそれは考えられないようなことが

現実にあったわけですよ。

委員長、ほんま考えられないような事実があるわけ。その点ね、今言ったのは言いわけにならへん。団塊の世代が抜けたというのは、具体的にどういうふうにしてこれから対応していくか。

例えば、もう一遍全部出してするか、研修会やるなり、一つのマニュアルをつくってこういうふうにするんだということを、早急にやっていかんと、早急に対応する必要がありますよ。

ここにありますが、これをちらっと見たけど、「えっ」というような内容がいっぱいあるわけですよ、これ。再度ご答弁お願いします。

○三好義治委員長 2点でいいですね。公用車の関係と契約の件について。

乾公室長。

○乾市長公室長 それでは、渡辺委員のご質問にお答えいたします。

まず、公用車の件でございますけども、やっぱり節約という観点からすれば、少なくとも市内は軽自動車を、市長といえども使うとか、あるいは市外へ行くときには、そういったときに限って安全とかいったことも十分に考慮いたしまして、大きな車に乗りかえるということはそれも必要な場合もあると思いますので、ただ原則としては、できるだけ市内においては軽自動車を使うなり努めてまいりたいと。そのようなことで市長と相談してまいりたいというふうに考えております。

それから、書類の不備が多々見受けられると、要はもう致命的なミスをしてると、今にも市民に、あるいは市自体に大きな損害を掛けかねないような状況もあるというように思っています。私も非常にその点は危惧しております。

今ご指摘ありましたように、そういった事務のマニュアルをしっかりとるか、あるいは職員を集めて庶務研修をどんどん実施するか、そういったことに努めて、一刻も早くこの今の危機的な状況を脱するべく努めてまいりたいと思いますので、先ほども申しましたように、全庁挙げて、副市長先頭に、事務のことは副市長を先頭に、努めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前11時39分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

答弁を求めます。

市長。

○森山市長 渡辺委員の4点にわたる質問にお答えをいたします。

広告の件でございますけれども、広報紙、そしてホームページにいただいておりますのでございませぬ。課長からも答弁申し上げたと思っておりますけれども、一定のルールにのっとって広告はお受けし、もちろん公序良俗に反する関係者からの広告物をいただくわけにはまいりません。以前にも、摂津まつりのときに広告をいただいております。お返しした例もあると思っております。

ただいまのご指摘いただきました件につきましては、私もその後の状況を把握しておりませんので一度調査いたしまして、それに抵触するようであれば、お返しをするをしたいと思います。

それから、公用車の件でございますけれども、渡辺委員が議長のごときにご提案いただきました。できるだけ重なる行事は同乗したらどうやというお話だったと思っております。私ももともと体も小さいんですけれども、市内はでき得る限り、摂津市の場合は

こういう道路状況ですから軽自動車のほうがいいというのは、私の考えでございます。対外的な場合には、クラウン等々を利用するということがいいのではないかと申上げておきます。

そして、早朝、例えば駅頭での街頭キャンペーン等々早朝になります場合は、できるならば自分で運転していくと。そして、かなり夜遅くなります場合は、公用車を帰らすというような形をとるべきであろうかと。

ご提案いただきました、行事等々重なる場合には、今後事務局同士協議いたしまして、できるだけ前後の行事の調整がつけば同乗してまいりたいと思っております。

それから、私の政治看板の件でございますけれども、ご指摘いただきましたように平成26年ですか、新しく看板を塗り替えました。そのときに、平成26年の1月に選管からのご指摘をいただいて、証標の更新をしておりましたけれども、それを貼らずにおいてあったことは事実であります。また、足がついていたことも事実でございます。これは正確に言えば全体の大きさに勘案されるということでございます。

そういうことで、率先して取り組まないかん私自身の看板に不備があったことについて、深く反省をいたしております。今後、このようなことのないようにしっかりと目を向けていきたいと思っております。

それから、越境入学の件でございますけれども、4年前、越境入学、年間を通じて何件か越境入学があると思っておりますけれども、そのうちの一つ、1年数か月にわたっての期間になった越境入学がございませぬ。結果として、私どもの親族、孫が当事者でございました。私は、このことについて教育委員会と当事者との間でのいろん

なやりとりがあったことは聞いておりますけれども、一切関与しておりませんでしたのでまことに申しわけなく、結果として、私の孫、身内ということで道義的な責任を感じ、過日の本会議でもおわびを申し上げたところでございます。

そういうことで、ご質問の内容につきましては、差別ではないかというようなお話であったと思うんですけれども、決して職員が、私が市長だからといって特別な扱いをしたとは聞いておりませんので、この件についてはご理解をいただきたいと存じます。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 越境入学から順番に言いますけど、あなたね、そういう市長やからというようなことを私、ちゃんと聞き取り調査やってるんです。そのことは、みんな職員知ったわけですよ、あなたの孫やということ。だから、孫やからそういうふうにやったんかというふうに質問したら、「そういうふうにとられても仕方ないです」というて職員はみんな証言してるんです、あなた。

それと、越境というのは、例えばいじめの問題があったり、さまざまな人権侵害のものの事例があったときに事例がありますけど、何も理由もないのに、理由は書いてるけど全然理由として理由にならないようなことを理由としてやっとする事例は1件もないんです。

ということは、一般のね、例えばクラブを二中から五中に行きたいとか、逆のパターンもありますよ。そういうことでそういう希望を持った方がいっぱいいてはるわけです。そういう人は越境できなくて、あなたの孫はできるというのはこれ差別じゃないですか。一般市民と市長を差別して

るということじゃないですか。違うんですか。

あなた、人間基礎教育と言いながらね、ルールを守る人づくりと言いながら、あなたが率先してルール違反をやっているじゃないですか。

関与してなかった、道隔てて反対側に住んでるのが、自分の孫がどこの中学校へ行くかいうのはわからんことないでしょ。普通やったら、私の孫やったら、そういうことは遠慮せえって言うでしょ、普通は。

それと、あなたは自分の名前で、それをやった職員を処分してるじゃないですか。どういうことですか、それは。普通リーダーやったら、自分が原因で部下を処罰するんやったら、彼らに罪はないというて、私が原因やから私が全てその件に関しては引き受けるということをするんがリーダーじゃないんですか。あなたのためにやって、あなたの孫のためにやったのが、そのルール違反したのをあなたみずからが処罰してるじゃないですか。その神経を疑いますわ、私は。

議会で謝ったからそれで済んだと思ってるんですか、あなたは。自分にペナルティーを科さんで、謝ったらそれで済むと思ってるんですか、あなたは。あなた、それでもリーダーですか。部下というのは、あなたの背中を見て行動するんですよ。それも大層に人間基礎教育みたいな、自分でそういう造語をつくっておきながら、真っ先に自分が違反して、それは10年間形としてあらわれてない、当然じゃないですか。あなたがそういう考え方やからでしょう。違いますか。

先ほどの看板の件もそうですよ。平成26年に塗り替えた。当然、あなたは何をすべきなんですか、それやったら。私は知っ

てますよ、あなたの秘書を13年間やってきたから。あなたは全て、貼るところは自分で確認し、取りつけるときに自分も関与するじゃないですか。

先ほど言ったように、ルールを守るひとつづくり、法的に決められたことまで守られんような人がようそんなこと言うんですか、あなたは。これは法的に決められたことでしょ。倫理観以前の問題ですよ。そういうことに対してどう思うんですか、もう一遍きちっと答弁いただきたい。

それから、高速産業の件ですけど、あなたの後援会で活躍されとった方ですわ。例の塵粉問題で、大阪府の査察を受けましたよ。あの地域の方から、そういうことの申し出があって、うちの生活環境部の公害対策の北野理事が、大阪府にそれを提言して、査察に入られましたよ。

そういう報告受けてないんですか、あなたは全然。どうなってるんですか、そういうこと、報告受けんと。一体どういうことなんですか、それは。

公用車の件も、私が議長のとときにそういう形で言いましたわ。あなた、人間基礎教育の中で節約と言いながら、例えば出勤のとき、議長の私が自分で行きます。あなたは公用車を必ず待たしております。二元代表制の双方のリーダーとなったら、まずあなたが逆に、私は人間基礎教育を言うてる、節約という立場から考えたら、議長、こういう公用車の使い方はやめましょうというて、普通はあなたから言う話なんですよ。何で私からそういうふうに提言するんですか。

以上、4点についてご答弁いただきたいと思います。

○三好義治委員長 市長。

○森山市長 広告の件につきましては、査

察を受けておるという事実は私、ちょっとまだ把握しておりませんでした。これはそのとおりでございます。

それから、公用車につきましては、議会にも行政にも同じように車が配置されております。行政は毎日のように動いておりますけれども、そういう意味ではもう少し合理的にというご提案をいただきました。私から言うたらどうやということでございますけれども、私は秘書課長からもお答えしたと思いますけれども、その分確かに電気自動車も距離が伸びないので、非常に不合理なところがあるけれども経費の節減になる、当時はそういうことで議会ともどもに電気自動車に変えた経緯がございます。

そんなことで、形を変えて節約につながるよという努力はしておるつもりでございます。さらに、節減につながるよにご提案について検討していきたいと思っております。

それから、私の政治的な看板の件でございますけれども、これはお叱りをいただいてそのとおりでございますので、場所等々平成26年に塗り替えたときに、しっかり私が把握してるわけでありますから、それが証標をもらいながらほったらかしにしていたということについては、言いわけのしようがございませんので、今後しっかりと肝に銘じてまいりたいと存じます。

越境の件につきましては、処分をしてどないなっとなねんというお話だったと思っておりますけれども、この件につきましては当時の関係者の事務連絡、相談、報告等々について、いろいろと不適切があったということで分限懲戒審査委員会において処分の報告をいただいて、私に対して処分を行ったわけでございます。

それで、私は先ほども申しましたけれども、それだけで終わってはいかんと、この件については、結果として私の身内にかかわることであるから、私として道義的な責任を感じるし、処したいということで、最高の場所であります議場においてそのことについておわびを申し上げたところでございます。決して、このことから逃避をすることなどは考えておりません。以上です。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午前 11時58分 休憩)

(午後 0時58分 再開)

○三好義治委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ご答弁いただきましたけど、市長ね、謝ったやないかいうて、議会の本会議で、言うてはるけど、あれ、議長の私が促したから、あんた、そういう形で謝ったんやろ。違う。みずから謝ったんと違うでしょう。

自分の孫のために、そういうことで配慮しながらやった職員に対して、ルール違反ということはわかりながらも、やった職員に対して、あなたは処分したわけですよ。自分は、当時、議長であった私に促されて謝ったわけや。

それが、謝ったから終わったみたいなことを、人間基礎教育や何やこうやと言うとる人間が、ようそんなこと答弁で言えますね、あなたは。何を思うて、この摂津市のトップをやってはるんですか。11年間、あなたは市長をやってきて、それは、形にならんかった、人間基礎教育が形にならんかった。当たり前じゃないですか。

挨拶、節約と言いながら、挨拶をやってましたね、水道部の前で。何か、応援団か

暴力団か知らんけど、後ろに手を組んで、あんな挨拶の仕方、普通はしませんわ。あなたはちゃんと挨拶できてましたか。

私の大学の先輩、山中芦屋市長、私は先日、彼と待ち合わせをしたときに、彼は15分おくれて来はりました。何でかなと聞いたら、自転車で来はって。ごみを拾いながら来て、ごめん、遅くなりましたということ言うてはりました。

芦屋というのは、全国有数の知られた高級住宅街です。それを維持するために、私は自分の身をもって、やっぱり範を示さなあかん。登庁、退庁のときも必ず自転車に乗って、ごみを拾いながら来てはる。そのことによって、職員なり市民なり、意識づけをしてもらう、私がやったことはちっぽけやけど、そういうことから始めるんやということでやってはりました。なるほどなと思いましたわ。

東大阪市の私の友達の野田市長は、ラグビーのまちにせなあかんということで、ラグビージャージを着て、いろんなところへPRに行つてやっていますわ。あなた、その人間基礎教育がこのまちの、私の市政運営の大きな柱やと言うてはったんとちやいますか。

その方が、挨拶はそんなまともな挨拶聞いたことないし、ましてやルールを守る人づくり、さっきの看板の件もそうですわ。確信犯じゃないですか。そうでしょう。おれは市長やからええのかというて、ええんやいうて、そんな考えでやるとしか言いようがないじゃないですか。よう、そんなルールを守る人づくりと、よう言えますね、あなた。ちゃんと目を見てください、私の。

越境入学、あの内容を見とつたら、引越します、神社に引越します、母屋に引

っ越しますというて書いてあった。普通は半年ですよ。全くそういうあれもなしに。あなた、知らんわけないでしょう。母屋に引っ越すということは、あなたと相談した上で引っ越すということなんでしょう。違いますか。子どもが勝手にやっつることじゃ済まんでしょう。確信犯じゃないですか、あなたも、それは。

違うんですか。おれは森山や、摂津の市長や。そういう気持ちでやってはったんですか、あなたは。でも、そうじゃないですか。職員に聞き取り調査したら、みんな、わかつつた言うて、市長のお孫さんやとわかつてたと言うて。でも、言えないわけですよ。

僕は、教育長にも怒りましたよ。あなたがそういうことやったら、きちっと把握して、知らんかったと言うてましたけど。市長これ、ちょっとぐあい悪いですって、あなたが言うべきでしょう、部下にかわって。

あなた、そんなことをわかりながら、おれがこういうことをやったら、こういうことになるよとわかつつた上で、それをやっつるんじゃないですか。何が人間基礎教育や。何ぼのもんやねん。

人間基礎教育、私はあの内容に関しては、決して否定するものじゃないです。しかし、ああいうことを言うんは、お札に載るような人間か、それに準ずる人間が言うことですよ。あの標語、変えたらどうですか、「身内に甘く、他人に厳しく」いうて。

リーダーとして、自分の身内を率先してやるのがいかに恥ずかしいことか、これは、リーダーとしての基本中の基本でしょう、やったらあかんことの。違いますか。何を思うて、あなた、そういうことで柱として、市長として、リーダーとして、部下にそういう命令できるんですか。

この広報紙の件に関しても、あなたのお友達じゃないですか、これ、高速産業。知ってますよ、私、ずっと歴史。特定の政党と特定の議員を応援してる人ですよ、この人は。そういう方から、そしてまた、公害問題が発生しとる方から100万円の、あれはこのときだけ違うて、ずっと、1年に一遍、100万円寄附されるらしいですけど。

思惑を詮索してもこれ、無理はないわけですよ、何かあるんちゃうんかというて詮索しても。それはないやろうという否定はできないわけですよ。あなたのお友達やから。よくあんた、そういう形でリーダー務めてるな。

公用車の問題はいいですわ。その3点について、もう一遍、答弁いただけますか。○三好義治委員長 渡辺委員、答弁はいただきます。決算審査から外れてきている部分もあるわけ。委員長として、それは整理したいと思う。その辺は理解してほしい。

市長の答弁を求めます。

市長。

○森山市長 まず、広告の件でございますけれども、先ほど、査察云々の話ございましたけど、休憩中にいろいろ担当からも話を聴取いたしました。近隣のいろんな苦情等々を受けて、所轄官庁であります大阪府が、担当が調査に当たったということを受けました。

結果としては、設備等々、きちっと整備をされているということであったそうです。ただ、日々、やっぱりああいう企業でありますから、粉塵等々、近隣対策には十分注意を払っていくというふうな話があったようでございます。

私の友達だからとか云々で広告をいただくとかいただかないの話ではございま

せんで、今の摂津市のまちづくりに共鳴して、少しでも応援しようということでご寄附をいただいているわけでありますから、この点については、それぞれの思想信条等々について問うこともできませんので、それは問題がないと考えております。

それから、越境の話でございますけれども、当時、4年前ですか、母屋に戻ってくるということで、一つの目的があったので、その校区へ越境したいという申し入れをしたことは事実でございます。結果として実らず、結局、校区は鳥飼西小校区に建て売りを買って引っ越すことになりました。

そのことについて、私は当時、教育委員会と当事者とのいろんなやりとりがあったことについては、一切かかわらなかったことは確かです。教育的配慮という言葉がありますけれども、そういうことでいろいろやりとりがあった上でのことでありまして、何も隠す気もありませんし、そういうこと、当時はそうだったんです。

結果として、長くなってしまったと、そのことについて、私の身内であるということで、知らんでは済まないと、道義的な責任を感じると。また、そのときに担当職員の連絡調整、事務の引き継ぎ云々等々についての不備があったことは、教育委員会から報告を受けました。

そのことと、その結果とは別の問題でありますので、その事務的なミスについて、分限懲戒審査委員会に対してお諮りをしたわけでございますので、私が教育委員会の職員を処分することは考えておりませんでした。

ただ当時、教育委員会に行っていた職員が行政部門に帰ってきましたので、ルール上、私の名前で処分せざるを得なくなりましたということでございます。

謝って済むんかということでございますが、謝って済むとか済まんの話じゃなくて、私は、結果として自分にかかわることであるので、やっぱり身はきちっと処さないかんということで、いろいろと分限懲戒審査委員会にもご相談を申し上げました。

結果として、議決機関の最高の場である議場においておわびを申し上げる、このことがやっぱり私は政治家の一人として、私なりに最高の決断をしたわけでございますので、決して、そこから逃げようとかは思ったわけではありません。

それから、もう一つは、看板の件につきましては、先ほども申し上げましたように、全くご指摘されて、私の不徳のいたすところであります。今後、さらに身を引き締めたいと思います。

以上です。

○三好義治委員長 渡辺委員、もう一回答弁してもらいますけど、さっきも言いましたように、平行線になっていると思います。委員長として、あとはもう採決で判断していただくということをお願いしておきます。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 高速産業の件ですけどね、実際に地域住民から粉塵の問題があるということで、これが問題になったわけですよ。問題ないとあなた言うてはったけど、問題があったから、査察があったわけでしょう。実際、そういうことで住民から苦情が出てるんですよ。市民から苦情が出てるんですよ、あなた。そうでしょう。何が問題ないんですか。

府の結果はどうこうあれ、府まで行ったという、査察が入ったということ自体が、もう一遍言うけど、北野理事は、もう一遍、

府に促すと言うとるわけでしょう、再調査を。そういうことまで言っとるのに、何が問題なかったというんですか、あなたは。そこまで調べましたか。再調査を促すというところまでなってるんですよ。聞いてくるんやったら、そこまで聞きなさいよ、あなたが。

それと、今言うたように、越境やったら、それが結果的に母屋に帰られへんかったらその時点で鳥飼小学校に行くべきでしょう。何で、あくまでも鳥飼西小学校にこだわったんですか。これ、鳥小と西小を差別しとるのと一緒でしょう。何を言ってるんですか、あなたは。ルールを違反していたら、ルールを違反せんように戻ると言うことが当然じゃないですか。そんなん、自分の近所周りにおいて、わかることですやん、私は知らんいうて。

ほんなら、あなたは自分の身内やったら、当然今、それが母屋に帰られへんかったら、おまえ、鳥小に行けというのが当然ちゃいますか、あなた。言うとる答弁が矛盾してるんですよ。ルールやったら、ルールに基づいた行動をとれというのが、本来の姿と違いますか。

ほんで、謝ったと言うけど、さっきも言うたように、当時、議長であった私が促したから謝ったんでしょ。あの話、私もちよっと無理があったかもしれんけど、越境という事実は、あのとき私が指名せんかったら、表に出えへんかった話じゃないですか。議事進行が出ましたけどね、あのときに。

謝ったというて、自分のみずから、自分のそれを示した上で謝ったんと違うでしょう、あなた。何を言ってるんですか、あなたは。あれは、私が指名せんかったら、あの話はなかったんや。全然、事が起こっ

てなかったわけですよ。新しいでしょ、この記憶は。この前ですよ。

看板の件も、すいませんでしたと言うて、あなた、謝っとるけど、今、何遍も言うようやけど、ルールを守れ、守れというてあなた言うとったのに、あえて確信犯でルールを逸脱したことをやとったわけですから、それも何らかの形で自分を処することが必要でしょう。

これも指摘されて、あなたが謝ってるわけですよ。そういうことを言うようやったら、まずそういうことをしない。しとって、それをみずから指摘される前に、あなたがそれをきちっと改善する方向に向かっとるんやったら別やけど、全部、指摘されて、それであなたがそういう形で、あえて謝るなり、そういうことをやってるじゃないですか。それがあなた、人間基礎教育というふうなことを言うような人の言うことか。矛盾だらけじゃないですか、答弁が。

何で、鳥飼小学校が嫌なんですか。何で嫌なんですか。あそこら辺の人、みんな、鳥飼小学校に行ってますよ。一番、伝統がある小学校じゃないですか。鳥飼小学校へ戻れと言うたら、それで済むことじゃないですか。どうなんですか。おれが言うこと、おかしい。ここにいっぱい職員おるけど、判断してもらったらええねんけど。いろんな人がいろんな考え方を持とるから。何で、西小にこだわる、何で鳥小が嫌なん、それ自体、学校の差別ですよ。

あなた知らんけど、みんな囁いてましたよ、それは。市長さんやからええんやな言うて。市長さんやから許されるんやね言うて、囁いてましたよ、皆。私も、あえて言わんかったんやけど。住民からそういうことを聞かれたから、私の孫もそういうとこ

ろ、西小学校に行かせたかったと言うて、市長さんやから許されるんやね言うて。

委員長、最後にしときますので、答弁だけいただきたいと思います。答弁でも、それなりにきちっとした答弁をいただきたいと思います。

○三好義治委員長 高速産業の関係については、1回目の質問で、私のほうで、要は、高速産業さんの公害問題については調査させていただいて、各委員の皆さん方に報告すると、こういったことを言うてますので、渡辺委員、これはもう一回やりますので、それ以外の件について、もうずっと平行線なんで、高速産業のほうは私が預かりますので、それで終わりにしたいと思えます。

市長。

○森山市長 るる、ご指摘をいただいております。鳥飼小学校がいいとか、鳥飼西小学校がいいとかいう話は、全くございません。私は、直接そのときに、もう何遍も言いますけど、元のところへ帰ってくるということを大前提に、何とか、ちょっとの間、越境できないだろうかということから話が始まっております。

そういうことで、教育委員会と担当と保護者がいろいろ何度も協議を重ねて、最終的にそういうことになったと、私はそれを教育的配慮であったんではないかなと自分で思うたんです。

だから、私がどうせえこうせえとか、いや、あっちに行かなあかんとか、ええとかいうような話は、一切、かかわってないんです。ただ、しかしながら、結果として、そういう形になってしまったので、これは申しわけないと、1年8か月ですか、なってしまったと。

私は、市長として、これは自分で道義的

に責任を感じたということでございまして、私がこういうようにせえ、ああせえ、こうやったということでそうってしまったというあれはありませんでしたので、そやから、あくまで教育的な配慮で、いろんなやりとりがある中で、結果としてこうなったんであろうと。

それで、何か私がああやれこうやれと一切かかわらんかったことが、逆にそういった結果になってしまったんだと、そんなことで、るる、ご指摘をいただいておりますことをしっかりと身に受けまして、今後とも間違いのない市政運営をしてまいりたいと存じますので、またひとつよろしくご理解をいただきたいと思えます。

○三好義治委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 これでやめとこうと思うたんやけど、答弁自体がおれに対しての答弁になっていない。もう一遍だけ。

○三好義治委員長 市長、座ってください。

それと、渡辺委員、議員というのは、チェック機能もあれば、政策批判をした場合は、やっぱり採決で判断していただきたいのと、きょうは決算審査委員会であって、先ほども言いましたように、決算に係るやつから幅が広がって、これが、流れからということは理解してますんで、今、質問も認めてますけど、万が一、議員の立場やったら、不信任があるならば、問責決議もあれば信任決議も、これは議員としての力量の中でやっていただきたい。

こういったことも含めながら、もう一回質問するんやったら許可します。それはもう、意見として。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 教育的配慮というたら何ぞやということですよ。僕が知っとる教育委員会で調べた教育的配慮は、例えば、

いじめの問題とか、そういうさまざまな問題があったときに、そこで教育委員会ですっかり諮って、彼や彼女、子どもたちが非常に危険な状況とか、子どもたちに災いが振るような状況の中で、あえて教育的配慮というのはされるんですよ。引越す、引越さんとか、そんな問題で教育的配慮じゃないんですよ。

で、あなた、言うてないいうても、自分の立場を考えなあかんわけでしょう。そうでしょう。

だから、今言うたように、もしそういう形で移る気がなかったら、ルールとして、鳥飼小学校に帰りなさいと、鳥飼西小学校にきちっとそういう住居ができるんやったら、そのときにまた帰ったらええ。単に自分らの都合ですやん、いうたら。教育的配慮と違うて。全く、教育的配慮の意味合いがわかってない。子どもたちに危機的な状況があるときに教育的配慮なんですよ。

そこまで区域、校区割りというのは重たいものなんですよ。通学区域審議会というのもありましたよね。それだけ重たい。子を持つ親からしたら、越境ということが、いかに大きいことかということとはわかるはずですよ。あなたの言うてるとことは、もう支離滅裂、答弁になってない。自分の都合を勝手に言うてとるだけで、家庭内の。トップとしてのそういう判断じゃない、そんな答弁じゃない。

それだけ言うて、これで質問を終わります。

○三好義治委員長 意見として伺います。

それで、委員長として、市長を含め、各理事者の皆さん、金曜日からきょうにかけて、まだ、山崎委員は残ってますけど、是は是として、また指摘されたことについては律していただき、よりよい市民生活が営

めるようにということの中で、市長を含め、各理事者の皆さん方に対して、委員長としてそういったことも申し入れしておきますので、よろしくお願いいたします。

渡辺委員、よろしいか。

○渡辺慎吾委員 はい。

○三好義治委員長 暫時休憩します。

(午後1時24分 休憩)

(午後1時25分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、何点か私からもお聞きしたいと思います。

先ほどの、公室長の契約やら何やら、文書の扱い、事務のほうが残念なことになってるような話も出ましたので、これはしっかりとやっていっていただかないといけないと思いますので、一回、平成26年度決算で幾つか気になることを聞かせてもらいたいと思うんですが、まず、総務管理費ですね。

決算書、歳入のほうは38ページと、歳出が84ページのマイナンバー制度の準備、電算システム云々ということで総務常任委員会のほうで話をしたいと思うんですが、マイナンバーについては、来年1月1日から運用開始ということなんですけども、連日報道されているように、運用前からいろんな問題が出ておりますが、その26年度、それから今の状況についても少し、もしよかったらお聞かせいただきたいと思うんですが、ほとんどの自治体がマイナンバーの事務というのは、情報漏れという意味では、インターネットと切り離すという手段が、もう対策ができていくという報道は聞いておりますけれども、本市ではいかがでしょうか。J-LISとのやりとり、ネットなしでできるということになっ

ているのでしょうか。本市として、電算システム、マイナンバー取り扱いの体制整備はできているのか、管理体制などをお聞かせいただきたいと思います。

それから、それと同じ総務管理費で、先ほどの契約の話ですけれども、民生常任委員会で、増永委員も商工会と桃林会との賃貸契約関係とか、ファシリティマネジメント、本当に適正だったのかというような質問を民生常任委員会でもさせてもらっております。

財務と契約は、やはり総務部を通過してやられていると思います。これは、契約というか負担金という形でしたけれども、負担金、契約金、委託金、こういったものについても、例えば、原課、教育委員会なり民生常任委員会所管でやっていることでも、財務のほうは必ずチェックを、総務部のほうではあると思うんですけれども、スルーしているということがないのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、税務の関係ですが、ここは差し押さえについてお聞かせいただきたいと思いますが、市民税の課税については、申告はなくても年金とか、税務署等からの情報によって課税されるということなんですけれども、控除に係る情報とか、やっぱり個人的にしっかり申告されなければわからないという情報もたくさんありますので、適正に申告を促して、適正な課税というのはお願いしたいと思います。

そうした中で、法的に適正な課税であっても、状況によってはなかなか税金が払えないという方も現実の問題としてあります。

そこで、差し押さえの問題なんですけど、差し押さえは、通常の経済活動に無理やり持っていくという性質があります。それだ

けに、慎重に行わなければなりません。

例えば、商行為を行っている方に見れば、このお金のやりくりで、予定していたやつが差し押さえなんてことになると、それこそ、支払いに充てられないと。こういった不渡りというような信用問題にもつながりますでしょうし、それから、ご病気で業務を休まれておられる方などは、回復後の計画もあるのでしょうから、そういったものを、ご病氣中に差し押さえられるなんてことになると大変だと思います。入院療養費などの保険給付を受けている場合に、保険の差し押さえで給付が停止するということも可能性としてもあります。

市民が市民生活を営む上で、税金の差し押さえによって市民生活を壊されるというようなことがあってはならない。こういったことは、税務の取り扱いのイの一に注意として書かれているものだと思うんですけれども、この間、私たちは、鳥取の児童手当の差し押さえの問題を例に、当事者の生活実態、債権となってもその性質上、差し押さえができないものが存在するわけですから、そういうことも検討もしっかり調査もしっかりして行うべきだということをお伝えしてきました。

同様に、給与、年金、生活費という性質、よそからの扶助というものでも、口座に入ったからといって、債権がすぐに差し押さえられるものではないと、そういう性質のものが、お金に名前は書いてませんが、そういうものがあるということもしっかり検討されているのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

それから、差し押さえの件数も、担当課から事前に聞かせてもらいましたけれども、平成26年度は470件、うち債権が406件、債権の多くは通帳というか口座

だと思っんですが、この債権がふえているのがちょっと気にかかるという意味で、差し押さえをすればいいと思ったら、先ほども、前の委員の質問にもありましたように、不動産の評価額の手数料も本人にお願いをするとかいうようなこともあるわけですし、それこそ、差し押さえするにも非常に経費がかかると思っんです。こういった、それこそ、件数がふえて、収納する金額はそんなにふえてないんですね。

だから、一つ当たりの債権の金額というのはすごく小さくなっているんだと思っんですけれども、経費倒れじゃないですけれども、それこそ、経費をかけるというか、そんなに整合性があるかというところと、市民に迷惑をかけてないかというところが非常に、件数がふえているというところでは気になっておりますので、お答えいただきたいと思っんです。

それから、次は住宅管理費なんですけれども、これは、さっき野口委員も、指定管理者の制度についてはまた明らかにできるもの、報告をまたお願いするというものですから、これは、またそれも待ちたいと思っんですけれども、指定管理、初めて市営住宅の管理を外に出しました。いろいろメリットもあるというふうにも聞いておりますけれども、問題がなかったのか、この点だけ教えてもらいたいと思っんです。

次に、防災の関係なんです、防災計画がことし、できてまいりました。去年、この検討をされたというところですから、この検討内容をお聞かせいただきたいと思っんですけれども、決算概要で言うと132ページで、決算書が174ページのあたりになると思っんですけれども、検討されました。

この中身なんです、何度か総務常任委

員に説明されているのかもしれませんが、気になるところを指摘しておきたいと思っんです。

この計画の1編4節で、これ、地震被害の予測はあるんですけども、その後に浸水被害の、浸水の状況は出てますけども、水害で被害が出るということの予測が入ってないんです。被災時の規模の予測なしに、水害のときの避難計画というのは立てられるのかというのが気になります。

2編の7節で、避難所の充足状況、これについての記載がないんですが、地震のときですけれども、ここには公的施設だけでは避難所が想定 of 避難者に対して収容力が不足するために、民間施設の避難所指定も促進するとされております。避難所の拡充計画というのが全く入ってないんですけども、どういうことになっているのか。

それから、2編の7節ですね、避難所の受け入れ態勢の整備もうたっているんですけども、この避難所拡充の目標というか、将来的なものも必要ではないかということが気になっておりますので、お聞かせいただきたいと思っんです。

それから、政策推進課のほうで、82ページの旧味舌・三宅小学校跡地調査業務委託料で約670万円を支出されて調査をされました。説明としては、資産価値とか運用などを整備する調査だというふうに言われております。

しかし、この春から、これをもとに売却方針の決定をされたと、この表明をされた。この調査が全くそのまま売却計画になるということではないと思っんです。先ほど避難所の話もしましたが、売却されるというためには、ほかにも資産価値以外にも検討すべき内容というのはいっぱいあったかと思っんですけれども、この調査

業務委託とその方針決定との間の関係を教えていただきたいと思います。

それから、人権の取り組みですけれども、いろいろ、るる、人権の取り組み、頑張っているという話は聞きましたけれども、私のほうからは、平和の集いの委託、平和演劇祭などの取り組みがどうであったかということをお聞かせいただきたいと思います。

ことは、戦後70年で、戦争を風化させず、憲法を守り人間を尊重する平和宣言都市にふさわしく、頑張ってもらいたいと思っておりますが、本市も入っておられます平和首長会議で取り組んでいる核兵器禁止条約の交渉開始等を求める市民署名、これをとられているというふうには聞いておりますけれども、これ、10月1日現在で219万585筆になったとあります。本市での取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

それから、男女共同参画計画アクションプランとかDVホットラインとか、男女関係の相談も、いろいろ、ほかの対策につなげたりとか、ご苦労なさっているという話も聞きましたけれども、DV被害の相談というのは、相変わらず大変な状況なのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

それから、決算書96ページ、選挙費ですが、投票所の統廃合問題で、大きく減ったのはこの春の府議会議員選挙からだったんですけれども、投票率等、4年前とは一応、比べられると思うんですが、課題が発生していないかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

有権者の権利として、投票の機会を縮小されるということは許されない。投票所の利便性やバリアフリーについても向上さ

せるということは言うておられますけれども、本当に図られているのかどうか。投票所の統廃合で経費が削減される、行革につながる、こういったことだけで投票所が統廃合されるべきではないと思います。投票所の統廃合についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

決算書80ページの、臨時福祉給付金のことについて、漏れなく支給するという事務が平成26年度できたかどうか。この間の福住委員の質問でも、該当するであろう方に発送、お知らせもして、給付をしたということですが、発送された、もらえるであろう方と、それから、申請の数との間に差があったのか、少なかったのか多かったのか、どういう状態なのかを聞きたいと思います。

ことしも6,000円の支給がありまして、私の知人で、お知らせを引き破いてしまったから再発行してくれということでお願いした方がいらっしやいまして、その方に、去年はどうやったと聞いたけど、忘れたと言っただけだったので、なかなか、もらえてないということ、実態は、私のほうからは指摘はできないんですけれども、その辺をお聞かせいただきたいと思いません。

差し押さえのつながりなんですけれども、これはまさかという思いなんです、この臨時福祉給付金が差し押さえられるんでないかということで、平成21年に定額給付金ですら差し押さえがされる可能性があるということで日本共産党が追及をしたことがあるんですけれども、政府は、この給付金とかいうのは差し押さえ禁止項目に入っていないという答弁をされているんです。

このときでも、給付金が差し押さえされ

たという確認はされておられませんけれども、この対象者が非課税というような低所得者ですから、もし市税とか何かの差し押さえの対象になっていて、給付金が入った口座を押さえられたとか、もしくは、低所得者の方々に何かの差し押さえをされて振り込めなかったとか、そういったようなことがなかったかどうか。

これは、まさかという思いなんですけれども、お聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○三好義治委員長 答弁を求めます。

榎納課長。

○榎納情報政策課長 山崎委員のご質問にご答弁申し上げます。

マイナンバー制度対応に係るシステム改修につきましては、平成26年度におきましては、個人番号付番・通知に対応するため、住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行ったところでございます。

平成27年度におきましては、平成29年7月から情報連携が始まりますことから、社会保障関係の国民健康保険システム、子ども・子育てシステム、介護保険システム、生活保護システム等のシステム改修を現在、進めているところでございます。

マイナンバー制度におきましては、委員がご指摘のとおり、情報漏えいやなりすましによる犯罪が懸念されるところでございますが、マイナンバー制度では、個人情報と同じところに集めて管理されることではなく、例えば、国税に関する情報は税務署に、児童手当や生活保護に関する情報は役所など、これまでどおり情報は分散して管理がされます。

また、役所間での情報のやりとりは、マイナンバーは使用されず、役所ごとに異なる

符号を用いるので、1か所で漏えいがあっても、他の役所との間では遮断がされません。

したがって、仮に1か所でマイナンバーが漏えいしたとしましても、個人情報が芋づる式に抜き出せない仕組みとなっております。

国におきましては、このようなシステム面における個人情報の保護措置が講じられておるところでございます。

一方、本市の住基、税における基幹システムにおきましては、情報系ネットワークとは異なり、インターネット等、外部との接続はしない閉域網となっております。また、業務端末につきましては、各自のIDパスワードにログイン、業務単位でのアクセス権を設定するなど、個人情報につきましては、厳重な管理を行っております。

また、マイナンバーに係る情報のやりとりは、専用回線、LGWAN（総合行政ネットワーク）を利用いたします。地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワーク回線となっており、こちらも閉域網であるため、安定した通信及び高度なセキュリティが確保できるものでございます。

委員ご指摘の点を踏まえまして、今後とも個人情報の安全性の確保に努めてまいりたいと考えております。

○三好義治委員長 石原課長。

○石原財政課長 それでは、山崎委員の財政課にかかわるご質問に答弁申し上げます。

契約関係のご質問だったかと思えます。現在、契約書等のことにつきましては、入札を行う場合には、財政課のほうで契約書のほうを作成して、締結をしておるところでございます。

それ以外の部分につきましては、それぞれ

れの担当課において、起案・決裁を行い、締結しているところでございます。

その大もとの契約書につきましては、やはりいろいろな法律の改正等あります。そのところを財政課のほうできっちりチェックをしまして、工事関係、委託関係でありますとか、いろいろな契約書の中身について、その社会情勢に合った契約内容として各課のほうにひな形として示しておるところでございます。

あと、その契約書等、その後にチェック機能として、しっかりとどう働かせていくかということだと思いますけども、やはり財政課としましては、その辺の契約の内容のことについても知識も、それぞれの職員にも知識を高めていってもらわないといけないと思いますし、それ以上にしっかりとチェック機能が働くように、各課に発信していく、最終決裁のところやはり管理職、これまで長年事務にかかわってきた者として、その働きというのもしっかりと、チェック機能も再度、さらに働くような形に財政課として発信していきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 次に、岩見課長。

○岩見納税課長 それでは、山崎委員の滞納処分の関係、差し押さえについてのご質問について、何点かお答えをさせていただきます。

まず、支払い能力があるにもかかわらず納税をしていただかないというのは、これはもう強制徴収するのが当然でございますが、昨今の経済情勢から、生活するのも精いっぱいという納税者の方がふえているのも認識いたしておるところでございます。

しかし、滞納者に対しましては、財産調査や聞き取りにより、納税の相談等、また、

生活状況も考慮の上、早期完納に向けて適切な納税指導を行っているということでございます。

また、滞納整理を行う段階では、個々具体的に実情を十分把握した上で、総合的に判断して、分割納付や、また、執行停止等、適切な措置を講じておるところでございます。

質問の中にもございました給与や年金等の差し押さえでございますけれども、これに関しましては、法律で差し押さえの禁止財産が定められております。その金額を控除したものを計算して、差し押さえの執行を行っております。

また、預金口座につきましては、これも法律に基づき、原則、全額もしくは滞納額に満つるまでの金額を差し押さえなければならないというふうになっておるところでございます。

また、そういった中で、保険の差し押さえも行っておりますけれども、生命保険等、入院給付金とかもございまして、直ちに換価することは行っておりません。差し押さえをした後に通知をさせていただいて、ご連絡をさせていただき、それで、何度か折衝もし、なおかつ、それでもお支払いいただけない、また、お話や相談に乗っていただけないという方については、やむなく保険等の解約手続を踏む場合もございまして。

いずれにいたしましても、多くの市民の方が納期限内に納税をいただいております中で、我々といたしましては、何度も繰り返しの答弁になりますけども、負担の公平性というところも十分意識しながら、さまざまな方法によって連絡もしておりますけども、そういう分割の約束、そして、履行していただけないという方には、いたし

方なく厳しい処分もせざるを得ないものと考えております。

また、財産調査の結果、財産がないということであれば、執行停止のほうも法律に基づきさせていただいておるところでございます。よろしく願いいたします。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 山崎委員のご質問の2点にお答えさせていただきます。

まず1点目、市営住宅の指定管理の導入についての件でございます。まず、指定管理の導入については、メリットにつきましては、導入時にご説明させていただいたとおり、人件費の削減が大きく目に映るものでございます。

それ以外につきましても、24時間窓口を設置し、緊急修繕の迅速な対応、それから、自主事業としまして、災害時の注意喚起や消防訓練などに対しまして指定管理から自治会へ働きかける、自治会などへの支援を行っております、そういうものが実施されてございます。

また、家賃の収納率につきましても、現年度では0.2ポイント上昇しております。このような現状がございまして、おおむね問題はなかったというふうに評価してございます。

また、防災対策につきましてもでございますが、地域防災計画の見直しにつきましても、ほかの委員からのご質問で背景につきましてご説明させていただきました。

地域防災計画の内容に、水害についての被害想定がないということでございます。水害につきましても、河川管理者が行っております水害シミュレーションにのっとりまして、ハザードマップを作成しております。

ハザードマップのほうは、複数の川の氾

濫を重ね合わせた図面になっておりまして、被害を想定することはなかなか難しいというふうに河川管理者からも聞いております。水害の被害想定につきましては、本市もさることながら、他市においても表記されていないというのが現状でございます。

また、続きまして、避難所の充足についての件でございます。公共施設以外の民間施設の充足につきましては、市営住宅や府営住宅、それから、高校、大学、マンションなど、現在では17か所、協定を結んでございます。

この状況は、決して進んでいるという状況ではございません。事業所へは、機会があるごとに協定の働きを行っておりますが、なかなか行政側からの働きには応えていただけないというケースがございまして。

しかし、ことしから取り組んでおります防災マップの取り組みを通じて、直接自治会から避難所の働きかけをしていただくなど、連携をした取り組みを行っております。

また、せつつ事業所防災ネットワークの活動も通じて、その民間の協定を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、避難所の整備についてでございます。避難所の整備につきましては、我々が考えております整備というのは、各避難所に防災備蓄でありますとか防災資機材の充実というのを思っております、ことしから防災資機材の増強としまして、着替え用のテントを設けるなど、そういう取り組みを行っております。これも今後、推進するものであるというふうに考えております。

○三好義治委員長 川西課長。

○川西政策推進課長 小学校跡地売却に

つきまして、跡地調査業務委託料、これがなぜ必要であったかというところと、あと、調査結果が出てから、基本は売却という流れになったこの経緯でございます。ご説明いたします。

まず、この委託契約なんですけれども、大切な市民の財産を最大限に生かして活用するために、現状、しっかり状況を分析する、現状把握する、これが大前提なんですけれども、それに加えて、今後、両小学校の跡地、どのような方向で活用するにしても、法的要件や地籍状況などを早急に整備しておく必要がございました。

特に、土地の地目や筆については、一定、整理しなければ筆が細かく分かれておりましたし、今後、何も先に進めない状況にございました。

具体的に申しましたら、まず、味舌小学校跡地では、正雀保育所の老朽化に伴う建て替え、この当時、検討を進めておりました、その候補地、代替地も含めまして、味舌小学校の跡地を確認する必要がございました。

また、先ほど申しましたとおり、両小学校跡地とも土地の筆が細かく分かれておりました、どういう方向性で今後進むにいたしましても、一定、この土地については底地を整理しなければ進めない状況にございました。

それと、報告書が出まして、ことしの4月20日の総務常任委員協議会で、基本は売却というふうに我々の考えを示したんですけれども、そこに至る過程でございますが、まず、本会議等でもご説明しておりますとおり、将来的に財政的にしんどくなってくる、扶助費等がふえている、この流れの中で、財政的に余裕のあるうちに、どこまでの面積にするかというのは未定で

ございますが、基本は売却という方針を早目に打ち出しておいたということでございます。

○三好義治委員長 川西課長、三宅小学校跡地はまだやけど、味舌小学校跡地のほうが、文教常任委員会にかかわる分もあるかもわからんけども、その日期的な動きがあるでしょう。そこも答弁してください。

○川西政策推進課長 文教常任委員会にかかわりますことなんですけれども、今、民間保育所のほうを受ける業者が決まりました、また来年度以降、民間業者が園舎を建て直す方向で協議を進めております。詳しい日程等、今まだ具体的に申せませんが、来年4月から民間になりまして、そこから、基本は現地での建て替えということで、少し面積はアップいたしまして、木造校舎にかかるところまで底地を広げまして、建て替える方向で来年4月から協議を進めてまいります。

○三好義治委員長 船寺課長。

○船寺人権女性政策課長 平成26年度の平和施策の取り組みについてでございます。

摂津市では、7月、8月を平和月間と位置づけまして、平和のさまざまな事業を実施しております。昨年の市民の平和の集いにつきましては、ちびっこ劇団「ひなどり」、市民劇団「ふん」との協働によりまして、子どもが戦時中の物語を演じることで、役者本人、その家族、友人に、さまざまな方に見ていただいて、平和について考えていただく「遙かなる終戦」という事業を実施させていただきました。

また、子どもたちの平和ポスターの展示、また、市内の企業にも声をかけまして、平和黙祷を実施してまいりました。

もう一点のご質問の核兵器禁止条約の

交渉開始を求める市民署名活動につきましては、平和の集いの平和演劇祭に合わせまして実施いたしましたところ、35筆集めることができました。

DV被害の状況でございますが、昨年度は、男女共同参画センターの職員が対応した件数につきましては72件、本庁の人権女性政策課の職員が対応した件数につきましては14件で、合わせて86件になっております。

ただし、これは相談件数でございますので、一人の方が2回、3回相談されるケースもございますので、実数ではございません。

平成25年度が117件で、26年度が86件で、減っているようには思われますが、年によってふえたり減ったりするのが状況でございますので、印象といたしましては、深刻な事件がふえているような印象を持っております。

○三好義治委員長 次に山下局次長。

○山下監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局次長 それでは、山崎委員の選挙管理委員会にかかわりますご質問2点について、ご答弁申し上げます。

まず1点目、ことし4月12日に執行されました大阪府議会議員選挙より、市内投票区がこれまでの25投票区から22投票区に再編されました。この再編の結果が投票率にどのような影響を与えたのかというご質問だと思います。

この比較につきましては、4年前の大阪府議会議員選挙、平成23年4月10日に執行されましたが、その選挙との比較の数字をご報告させていただきます。

全体の投票率としましては、4年前は33.95%、今回、4月12日の府議会議員選挙は35.21%ということで、1.

26ポイント上昇しております。

再編いたしました市内3か所の投票区のそれぞれの投票率でございますが、別府地区におきましては、あいあいホール別府を味生体育館に統合いたしました。率といたしましては、4年前と比べて1.77ポイント上昇。鳥飼地区の第37集会所を鳥飼小学校に統合いたしました。これにつきましては、2.229ポイントの上昇。第4集会所を市立第二中学校に統合いたしました。ここにつきましては、0.19ポイントの上昇ということで、統合いたしました市内3か所とも、投票率におきましては上昇いたしております。

続きまして、投票所の再編に係ります視点と申しますか、課題点というご質問でございますが、これはもちろん、この経費削減だけを目的に投票所の統廃合、再編というわけでは決してございません。

市内の投票所には、まだ今も投票所面積が50平米以下の小さい集会所を投票所に使っているところがまだ幾つかございますが、まず、構造上の問題で、まだバリアフリー化ができていないところもございまして、また、投票所が狭いということで、投票の場面でのぞかれるんじゃないかという、そういう心理的不安を訴える方もまたいらっしゃいます。

そういった有権者の方の不安を解消する、投票に来られる方の投票意欲をそぐことのないような投票環境の整備向上、そういったものを第一の視点として再編のほう、検討してまいりました。

また、現実問題といたしまして、例えば、衆参同日選挙がもし執行される場合、先ほど申しました投票面積50平米以下の小さい投票所でしたら、衆議院でしたら小選挙区、比例代表、最高裁国民審査、参議院

でも選挙区と比例代表ということで、投票箱を5つ置かなければならないと。それにあわせまして、もし、憲法改正の国民投票が同時にありましたら、計6つの投票箱が置けるかどうか、そういうふうなケースも想定しながら、投票所再編のほうも課題の一つとして検討しているところでございます。

○三好義治委員長 上田参事。

○上田政策推進課参事 山崎委員のご質問に対してご答弁させていただきます。

臨時福祉給付金につきましては、公表させていただいております対象見込み者数、2万人なんですけれども、実際に臨時福祉給付金の申請書を送らせていただきましたのは、市民税の税情報をもとにという形になりますので、市民税課から非課税の方と6月1日時点で未申告な方を抽出していただきまして発送しました。合計の最終的な発送の人数といたしますのは、1万9,079名です。

こちらにつきましては、市民税の均等割の非課税のお知らせという形の中で、申請書をあわせて同封させていただいておったという形になっております。

ですので、先日、福住委員からのご質問の中で、申請率、72.4%という形で、2万人を対象としてご答弁させていただいてたのですけれども、これよりは若干、実質的には上がっているのかなというところなんです。

もう一つの差し押さえの件につきましては、厚生労働省からのQ&Aというのが出ておまして、臨時福祉給付金については、差し押さえ禁止財産とするための法的措置を講ずる予定はないということになっておりました。

ただ、今回、この給付金につきましては、

消費税率の引き上げに際して、低所得者に与える負担の影響に鑑み、適正な配慮を行うという給付金の趣旨に照らし合わせて、各市町村が給付するのですけれども、その給付に対して、差し押さえすることは適当とは言いがたいという形になっております。

今回、平成26年度で振り込みさせていただいた中で、振り込みをさせていただいたときに、差し押さえという形で口座がとまっていたということは1件もありませんでした。

口座が振り込みできなかったという件数、結構あるんですけども、その多くが今回、ちょうど摂津水都信用金庫と十三信用金庫の統廃合という形で、支店、銀行が変わられて、そのまま記載されておられるところに入金させていただいたというところで、たくさん返ってきたというところになっております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ではまず、個人番号制度のほうですね。もし、番号が漏れても、個人情報にはアクセスできないというご答弁がありましたけれども、今度、個人番号、それこそ個人情報になるんです。この番号そのものが漏れたらあかんのです。

その辺をしっかりと、LGWANなのでほかには行きませんかと言うてましたけども、ほんまにこの番号そのものも漏れないように、しっかりとやっていただきたいと思えます。

それから、先ほどの契約の話、負担金などの決定のときの事務ですけれども、確かに、専門性が必要になってくるわけです。

先ほどの電算システム云々にしても、電算システムでこれだけかかりますと言われても、我々、何をどうやってあれしては

って、これだけの金額になるかということが、全然、見えてこないのです。

本当に、厚労省のほうでもマイナンバーの問題がありましたけれども、医療と電算と両方の専門性を持った人一人がやっているから、どこで何をやられているかわからなかったというのが、収賄の大もとの原因だと思うのです。

やっぱり、専門性を高めていく、先ほど、答弁でも公正取引委員会にも契約のことなんか聞いていくという話がありましたけれども、職員削減、これも5次行革の中では出ていますけれども、専門性を高める方の人材育成と、それこそ、減らすのではなくて、やっぱり、この辺は強化していかないといけないと思うのですけれども、この辺をしっかりとチェックができるのかを、もう一度聞かせてもらいたいと思います。

それから、1回目の質問で一つ抜けていたのですけれども、人事課のことについて、一つお聞きしたいと思うのです。

事務報告の19ページから24ページ、人事研修、いっぱい出ていますよね。確かに、それこそさっきの人材育成なのですけれども、やられていますけれども、人事評価もされて、給与というか、手当云々に反映ということにもつながってくると、非常にモチベーション、それこそ、市の職員の仕事のあり方というのにも、人事評価というのは、やっぱり、かかわってくるのだと思いますので、人事評価、どういうふうに行われているのか、お隣の市長選挙で、吹田、後藤さんにかわって、人事評価を5段階で相対でやっていたやつを、全部やめるという話になっているみたいですがけれども、この辺の人事評価の中身をお聞かせいただきたいと思います。

それから、税務の問題は、そもそも法的に滞納があれば差し押さえができるということなのですけれども、ルールがあって、そこには、何でも差し押さえができるというものではない、負担能力があるなしというのは、それは、もう当然見はるのですけれども、納税者に対して、やっぱり、親切な態度で接し、不便をかけないように努めるとともに、納税者の苦情、あるいは、不満は積極的に解決するように努めなくてはならないというのが、国税庁の税務運営方針なのです。

納税者の主張に、十分耳を傾けて、いやしくも一方的である、厳しいというお答えがありましたけれども、批判を受けることがないように、細心の注意をするというのが、まず、上から目線でやってはいけないよというのが、税務の運営方針の大もとにあるということを、言っておきたいと思います。

この間、滞納処分の停止云々についても、国税庁の通知、事務運営指針とか、それから、厚労省のレクは、平成24年10月に、大阪市の取り扱いで手当やら何やらを押しえたりしたことに対して、国保の滞納処分の停止なんかでも、資産能力があっても、収入の少ないものについては、執行停止をかけても差し押さえはしないというような厚労省のレクも平成24年ですけれども来ています。

ですから、滞納処分で、差し押さえで生活保護になるような状況にあるときは、窮迫させる、そういう恐れがあるときは、執行停止をしてもう取らないということもできるということの地方税法第15条の7を踏まえて、やってほしいという通達も来ていますので、この辺は、しっかりと意識づけてやっていただきたいと思います。

ここで、ちょっと、本当に、釈迦に説法ですけれども、差し押さえができない禁止項目というのがいっぱいあるわけです。差し押さえるのは、当然、滞納者本人の財産しかあきませんし、超過差し押さえ、それ以上の差し押さえはできませんし、それから、押さえてもお金にかわらない無益な差し押さえというのはしてはいけない、それ以外にも、地方税法で差し押さえ禁止財産というのは、給与、社会保険、生活保護法、それ以外にも、ほかの法でいっても押さえてはいけないものがいっぱいある。生活保護法、旧子ども手当、児童手当、就学支援金、国民年金、介護保険法、それから、高齢者医療保険法とか、かかわるお金というのは、差し押さえてはいけない、こういったことも、しっかりと調査を行って、それから、差し押さえだということができているのかどうか、もう一度、お聞かせいただきたいと思います。

それから、防災ですけれども、浸水被害について、先ほど、鬼怒川の氾濫というのがありました。

この河川の氾濫、ハザードマップでは淀川の氾濫というのは、2日間で500ミリの雨量だということになっていますから、この間の鬼怒川みたいに、日量500ミリといったらアウトということになるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

ことし、防災力の向上を答弁されています、先ほども2つの自治会で自主避難訓練取り組みなども紹介していただきましたけれども、ここに想定されていないそういうゲリラ豪雨、ここには、だから、想定されていないのです。

そういうことであるならば、福住委員が聞かれましたけれども、定期的に、この計

画を改定されないというふうにお答えされましたけれども、計画的に、定期的に改定されなくても、先ほどいったような状況、想定外の入れないといけないことがいっぱい出てくると思うのです。

先ほどの自治会での自主避難訓練とか、いろんなものができてくれば、この中身が、当然、変わってきて当たり前だと思うのですけれども、定期的に変更の予定はありませんと。私が聞こえたのは、これをずっと変更する気はありませんというふうに聞こえたのですけれども、じゃなくて、これは、時々しっかり変更されるということになりはしないかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、旧味舌・三宅小学校跡地の調査ですけれども、先ほど、売却方針を決めたので、将来とか早目のとかいうことをされたのですけれども、全然問題解決されていないと思うのです。将来、早目というのを市民に説明して耐えうるかどうかというのが、私、非常に心配になりました。

これは、まだ、政策的な話になりますから、別のところでやりたいと思いますけれども、将来のためとか、早目のとかいうような説明で売却方針が決定したというのは、納得できないと思いますので言っておきます。

それから、人権の取り組みはしっかりとやってもらいたいと思うのですけれども、DVの相談は、年々深刻になっているところもありましたので、丁寧に頑張っていただきたいと思います。

それから、選挙事務ですけれども、この選挙の投票率云々というのは、その時々組み合わせやら、関心度やら、何やらでいろいろ上がったり、下がったりするので、投票所が減ったから、ふえたとか上がった

とかいうことでもないのかもしれませんが、けれども、先ほど言いましたように、利便性とか、それから、投票される方の意識なんかの状況によっては、やっぱり、遠くなった、数が少なくなったというのは、投票の機会という意味では保障されてこないのだろうと思います。

これからも、だから、検証されていって、投票率は上げるように一生懸命頑張ってはくれているのでしようけれども、やっぱり、これから検証をされて、必要であるということであるならば、元の場所でなくても、やっぱり、投票所はふやすというような方向性が出てもしかるべきやと思いますので、その辺、お考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、給付金のことは、よくわかりました。低所得者対策ですから、国にもっと、これから消費税が10%に上がってどうなって、還付がどうなるのかという議論をやっていますけれども、市民生活をしっかりと支えていけるような行政として、また、頑張っていたきたいと思います。

市営住宅も、指定管理ですからいいです。

平和事業も頑張ってください。

○三好義治委員長 契約の関係で、専門性を高める人材の強化だから、人事課でいけますね、人事評価も。

大橋参事。

○大橋市長公室参事 そうしましたら、山崎委員の2回目のご質問のうち、人事課にかかわります2点についてご答弁申し上げます。

まず、専門性のところでございますけれども、確かに、職員数は900名から640名に減る中で、権限移譲であったり、高齢化等の中での業務の増というのがございます。

そういった中で、それぞれの職員が、それぞれのセクションでより専門性を高めながら、事務の遂行に当たらなければならぬわけなのでございますけれども、もちろん、職員が減少する中でも、人員の配置につきましては、全てのセクションで一律に職員を減らすとか、そういう手法を取っているわけではございませんし、必要な箇所には必要な人員を配置しておりますし、もちろん、それは、数だけではなしに、職員の能力であったり、適性ということも踏まえながら配置をしております。

特に、専門性の部分でございますのは、経験という部分が一番大きくなるわけなのでございますけれども、単純に経験といいますが、そのセクションに長くいれば身につくものでもなく、やはり、そのセクションの中でも先輩等の指導、その辺のところ、非常に重要になってくるわけです。

いわゆるOJT的な、職場の中での研修ということが、非常に重要になってまいります。

そういったことも考えながら、人材育成には取り組んでおるわけですが、特に、電算的な部分につきましては、なかなかこれは適性の部分もそうですけれども、専門知識の問題も非常に難しい部分がございます。国なんかでも、このあたりについては、任期つき職員という形をとって、採用して、その職員が担いながら、周りの職員もそこで育っていくというようなやり方もございますし、我々としても、今後、電算に限らず、そういった手法ということも考えながら、職員の育成と専門的な部分のチェック体制も含めての部分の担っていきたいというふうに考えております。

次に、人事評価でございますけれども、人事評価制度につきましては、いわゆる能

力評価と業績評価というものがございませぬ。

いわゆる能力評価につきましては、摂津市の場合は、かなり歴史がございまして、近隣でもいち早く取り組み出してはいたわけですが、業績評価については、平成24年度から取り組みを始めまして、いわゆる国のほうで、平成18年、19年ぐらいから取り組んでいる能力評価と業績評価の2本立ての人事評価について、平成24年度から、それぞれ国の部分をベースにしなが、摂津市の特性ということも考えながら取り組んでおります。

能力評価、業績評価ともに、平成27年1月に能力評価については、昇給の反映、管理職だけですが、平成27年6月に業績評価については、賞与、勤勉手当のほうの反映ということをスタートをさせております。

これにつきましては、平成28年4月に地公法の改正もございまして、能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということで国のほうでも言われておまして、地公法の改正がございませぬので、その部分も踏まえながら取り組んでいくこととなります。

段階的に一般職のところまで、そういう形で取り組んでいきたいというふうに思っておりますが、管理職を、一定、導入するとき、やはり、評価の項目であったり、基準であったり、段階、いろんな部分で、課題といいますか、もう少し議論しなければならないという部分も、一般職の部分に導入するとき議論しなければならない部分も見つっておりますし、そういった意味で、そのあたりを十分踏まえて、単純に賞与の勤勉手当、給与の反映だけではなく、組織として、人材育成につながるような形の人事評価制度ということ

で、今後、より検討を進めていきたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 岩見納税課長。

○岩見納税課長 それでは、差し押さえのご質問についてのお答えをさせていただきます。

内容といたしまして、その調査がきっちりできて、差し押さえ禁止されている項目等、きっちり守られているかということの内容かと思いますが、この分につきましては、山崎委員からございました地方税法第15条の7、これは、執行停止でございませぬけれども、差し押さえを執行する、また、執行停止をする、いずれにいたしましても、きっちりとした調査をしなければ、どちらの判断も下せないものでございませぬ。

従いまして、法令を遵守して、きっちりと調査をさせていただいた上で、差し押さえや執行停止の処分を行っているところでございませぬ。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 ご質問の防災対策について、お答えさせていただきます。

茨城県で発生いたしました鬼怒川の氾濫についてでございませぬが、茨城県常総市におきましては、鬼怒川と小貝川に挟まれたという地形、これは、摂津市におきましても、淀川や安威川に挟まれている地形ということで、決して、この現象は、他人事ではないというふうに考えております。

降った雨も、600ミリから700ミリということで、同じような雨が、淀川や、それから、安威川流域に降った場合、河川氾濫は十分考えられることであります。

常総市の対応につきましては、よしも悪しも参考にすべきものだと考えておまして、避難情報のあり方でありませぬとか、

情報伝達手段や、それから、避難行動への住民啓発、このあたりは、十分に参考にさせていただきながら、今後の施策展開に進めてまいりたいというふうに考えております。

また、地域防災計画の改善につきまして、昨日、定期的には改定をしないというお答えをさせていただきました。

何年に1回改定するという考えは持っておりませんが、法の改正でありますとか、社会状況の変化、そういう変化がございましたら、重大な変化と認識しましたら、その都度、改定は行っていきたいというふうに思っております。

○三好義治委員長 井口局長。

○井口選挙管理委員会・監査委員・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 それでは、投票所統合に関しますご質問にご答弁いたします。

先ほど、統合した結果、投票率はどうかというご質問がございました。

たった1回の比較では、何とも申せません。

これでよしというわけではございませんので、今後も検証は続けてまいります。

それから、今後の投票所のあり方につきまして、今回は、22か所ということで3か所を統合いたしました。特に、鳥飼地区については、2か所統合したということで、補完的な意味で臨時期日前投票所を設けさせていただきました。

これから、利用率を見ていくのですけれども、これで完璧とは言えません。ただ、幾分かは救われたのではないかと考えておりますし、今後とも、この臨時期日前投票所の推移を見守って、検討してまいりたいと思います。1年、2年では、まだまだ答えは出ないと思いますけれども、引き続

き、検証させていただいて、周辺の選挙状況も踏まえながら、慎重に検討し、総合的に判断を下していきたいと考えております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 人事のことだけ気になりますので、先ほど、能力評価と業績評価をやられる、これは評価は絶対評価ですか、相対評価ですか。

なかなか、皆さんのお仕事を数字ではじくというのは、非常に難しいと思うのですが、それでも、それを積み上げてこられるのが、どういうことになっていくのか。

例えば、相対評価を持ち込まれたりすると、必ず、何人かペケをつくらないといけないというような話になってくると、本当に、それこそモチベーションが大変な話になりますので、その辺だけお聞かせいただきたいと思います。

○三好義治委員長 大橋参事。

○大橋市長公室参事 人事評価制度にかかわりますご質問にご答弁申し上げます。

絶対評価なのか、相対評価なのかということにつきましては、基本的には絶対評価ということで考えております。

ただ、能力評価にしても、業績評価にいたしましても、予算の制約ということが、当然ございますので、そのあたりは、踏まえなければならないというところがありますので、相対での考え方が全くないのかというと、そうではないということになります。

ただ、我々としては、バツを必ずつくるという、そういう考え方はしておりません。

バツにしても、二重丸にしても、それは、本当にそういう評価になるのであれば、それは、相対の部分関係なく、これは、もう絶対評価で、そのところについては、設定

をしたいというふうに考えております。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時28分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

認定第4号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

野口委員。

○野口博委員 特別会計決算書の55ページに、各財産区ごとに使われたお金が計上されています。

その中で、鶴野財産区の問題だけ、きょうは質問させていただきます。

以前、委員長も質問されておりましたけれども、鶴野会館の改修問題と、この費用が大変少ないという関係で、どないするのかという話がありました。

現時点を含めて、平成26年を含めてどうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 ご質問の鶴野財産区について、お答えさせていただきます。

鶴野財産区のお金なのですが、財産区が管理します公民館の改修費用と、管理費用等を捻出しております。

以前に鶴野会館の改修工事のほうで、地元のほうから寄せられたときに、鶴野財産区の歳入が非常に少ないということで、今後の改修計画について問題となっております。

ただ、その後、外壁の改修工事は、もう既に終わっておりますので、当面、大きな改修は、今のところないというような状況となっております。

ただ、限りある財産区の財産、金額になりますので、また、ほかの財産区と異なりまして収入が全然ないということで、ふえる要素は、現在、ありませんので、今後、また、地元の方々とお話し合いはしていくべきと思っております。

○三好義治委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 同じく、味舌上財産区の使用料、支出、公民館建て替え云々、こっちは入ってきますし、出しても全然不安がないということなのです、どういう使われ方をされたか。

○三好義治委員長 西川課長。

○西川防災管財課長 味舌上財産区のご質問にお答えさせていただきます。

味舌上財産区につきましては、財産区は、もちろん、各公民館の建て替えのほうを検討されております。

平成26年度につきましては、味舌上公民館の建て替えを実施いたしまして、新しい施設ができております。

引き続き、地元のほうからは、市場池の公民館の建て替えの検討で、市のほうに協議をされておまして、現在、設計を行っているところでございます。

○三好義治委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時31分 休憩)

(午後2時34分 再開)

○三好義治委員長 再開します。

討論に入ります。

討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 賛成少数。

よって、本件は、不認定すべきものと決

定いたしました。

認定第4号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○三好義治委員長 全員賛成。

よって、本件は、認定すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会します。

(午後2時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 三 好 義 治

総務常任委員 渡 辺 慎 吾